

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「独立行政法人における関連法人の状況について」

平成26年9月

会計検査院

会計検査院は、平成19年6月に参議院から国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定に基づく検査要請を受けて、20年11月及び21年9月に「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」を会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の3の規定に基づき参議院に報告している。また、19年9月に「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」を同法第30条の2の規定に基づき国会及び内閣に報告している。そして、これらの報告書において、独立行政法人が関連法人との間で締結している契約の状況等についての検査結果を記述し、今後とも各独立行政法人の契約、業務運営等の状況について、多角的な観点から引き続き検査していくこととするとしているところである。

本報告書は、以上のような経緯を踏まえて、独立行政法人における関連法人への出資、関連法人との契約、関連法人に係る情報開示等について検査を実施し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成26年9月
会計検査院

目次

1	検査の背景	1
	(1) 独立行政法人制度の概要	1
	(2) 独立行政法人における財務報告の概要	3
	ア 財務報告の目的	3
	イ 財務報告の開示制度	4
	ウ 財務報告の作成基準	4
	エ 財務諸表の信頼性を確保する制度	5
	(3) 独立行政法人と関連法人との関係	5
	ア 関連法人の定義等	5
	イ 財務諸表における関連法人に係る情報の開示制度	6
	(ア) 連結財務諸表における連結の範囲等	6
	(イ) 持分法の適用	7
	(ウ) 関連法人情報に係る情報開示	7
	(4) 独立行政法人における特定関連会社等への出資の概要	8
	(5) 独立行政法人における関連法人との契約等の概要	9
	(6) 関連法人における独立行政法人の役職員経験者の概要	10
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	11
	(1) 検査の観点及び着眼点	11
	(2) 検査の対象及び方法	11
3	検査の状況	12
	(1) 関連法人の数の推移	12
	(2) 特定関連会社等への出資等の状況	14
	ア 特定関連会社等への出資	14
	イ 特定関連会社等に対する出資目的、出資対象事業の実施状況等	15
	(ア) 特定関連会社等に対する出資目的等	15
	(イ) 出資対象事業の実施状況等	16
	ウ 出資先である特定関連会社等の決算等の状況	19
	(ア) 出資先である特定関連会社等の決算の状況	19
	(イ) 資産の運用状況等	21
	エ 独立行政法人に対する配当及び特定関連会社等からの出資金の回収状況	24

(ア)	独立行政法人に対する配当の状況	24
(イ)	株式の処分に関する規定等	25
(ウ)	全株式の譲渡又は清算が行われた特定関連会社等における出資金の回収状況	28
(3)	独立行政法人と関連法人との契約等の状況	30
ア	関連法人との契約の状況	30
(ア)	契約を締結している関連法人の数、契約額等	30
(イ)	独立行政法人ごとの関連法人との契約の内訳	31
(ウ)	契約方式別の契約の推移	33
(エ)	1者応札又は1者応募となっていた契約の状況	36
(オ)	契約方式の選定	37
イ	契約監視委員会による随意契約等の点検及び見直しの状況	38
ウ	関連法人における独立行政法人の役職員経験者の在職状況	39
(4)	関連法人に係る情報開示等の状況	40
ア	特定関連会社に係る情報開示等	40
(ア)	特定関連会社の分類	40
(イ)	特定関連会社に係る情報開示の状況	40
イ	関連会社に係る情報開示等	42
(ア)	関連会社の分類	43
(イ)	関連会社に係る情報開示の状況	43
ウ	関連公益法人等に係る情報開示等	44
(ア)	関連公益法人等の分類	44
(イ)	関連公益法人等に該当するかどうかの調査及び判断	45
a	調査の対象とする公益法人等	45
b	公益法人等の事業収入等の判断	46
c	公益法人等に与える影響についての判断	47
(ウ)	関連公益法人等の関連法人情報に係る情報開示の状況	48
エ	独立行政法人の監事等による監査及び財務諸表の信頼性の確保の状況	48
(ア)	監事が行う関連法人に対する調査	48
(イ)	関連公益法人等の財務情報の信頼性	49
4	所見	49
(1)	検査の状況の概要	49
ア	特定関連会社等への出資等の状況	49

(ア) 特定関連会社等への出資	50
(イ) 特定関連会社等に対する出資目的、出資対象事業の実施状況等	50
(ウ) 出資先である特定関連会社等の決算等の状況	50
(エ) 独立行政法人に対する配当及び特定関連会社等からの出資金の回収状況	50
イ 独立行政法人と関連法人との契約等の状況	50
(ア) 関連法人との契約の状況	50
(イ) 契約監視委員会による随意契約等の点検及び見直しの状況	51
(ウ) 関連法人における独立行政法人の役職員経験者の在職状況	51
ウ 関連法人に係る情報開示等の状況	51
(ア) 特定関連会社等に係る情報開示の状況	51
(イ) 関連公益法人等に係る情報開示等	51
(ウ) 独立行政法人の監事等による監査の状況	52
(2) 所見	52
ア 特定関連会社等への出資等について	52
イ 独立行政法人と関連法人との契約について	53
ウ 関連法人に係る情報開示について	53
別表1 関連法人に該当すると判断した法人の数及びそれらの関連法人を有する独立行政法人の数	54
別表2 80関連公益法人等の一覧（平成24年度末）	55
別表3 出資先である特定関連会社等の一覧（平成24年度末）	57
別表4 特定関連会社等への出資目的等	60
別表5 株式の処分に関する規定等の状況	62
別表6 独立行政法人が関連法人との間で締結している支出原因契約の契約方式別の件数及び契約額の推移（全体、1者応札又は1者応募）	63

事例一覧

(2) 特定関連会社等への出資等の状況

[株式を処分して出資金を回収するなどの適切な措置を執る必要があるもの]
<事例1>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

[出資対象事業が終了した後、特定関連会社等の行う事業が大きく変更されてい
るもの]
<事例2>・・ 19

[債務超過となっているもの]
<事例3>・・ 21

[多額の利益剰余金を計上しているが、配当を行っていないなかったもの]
<事例4>・・ 25

(3) 独立行政法人と関連法人との契約等の状況

[随意契約（公募）により契約を締結しているが、随意契約（特命等）によるこ
との合理性があると考えられるもの]
<事例5>・・ 38

(4) 関連法人に係る情報開示等の状況

[重要な影響を与えることができないことが明らかには示されていないのに関連
公益法人等に該当しないとしていたもの]
<事例6>・・ 47

独立行政法人における関連法人の状況について

検査対象	98独立行政法人
独立行政法人における関連法人の概要	独立行政法人が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務、事業運営等の方針決定に対して多大又は重要な影響を与えることができるなどの会社、公益法人等
関連法人を有する独立行政法人及び関連法人	26独立行政法人 292関連法人（平成24年度末）
上記のうち出資残高を有している独立行政法人及び出資残高	9独立行政法人 4909億円（平成24年度末）
平成24年度に関連法人と契約を締結している独立行政法人及び契約額	22独立行政法人 2647億円

1 検査の背景

(1) 独立行政法人制度の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人である。

そして、平成13年4月に、中央省庁等改革の一環として、国が直接行っていた事務及び事業を実施させるために57独立行政法人が設立され、その後、15年10月に、特殊法人等改革に伴って特殊法人等から移行するなどして31独立行政法人が設立されるなどの経緯を経て、26年4月1日現在における独立行政法人の総数は98となっている。

独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）において定められており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各独立行政法人の名称、

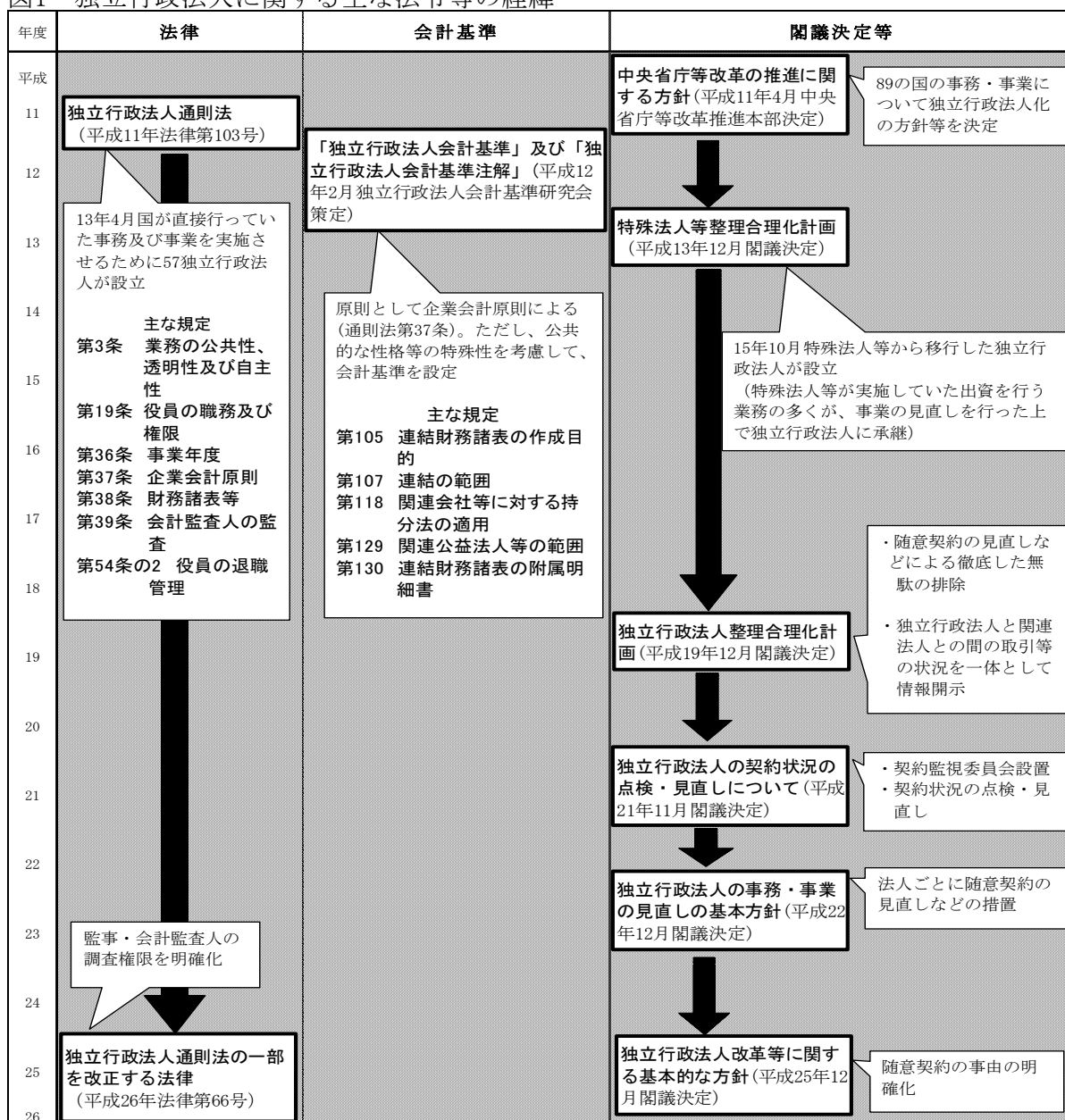
目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律等（以下「個別法」という。）において定められている。

また、前記の98独立行政法人は、独立行政法人ごとに内閣府又は各省が所管している（以下、独立行政法人を所管する内閣府又は各省を「主務府省」、当該府省の内閣府令又は省令を「主務省令」という。）。

そして、国は、通則法及び個別法に基づき、独立行政法人に対して、その資本金を出資したり、業務の財源に充てる資金として運営費交付金を交付したりするなどの財政上の措置を講じている。

独立行政法人に関する主な法令等の経緯は、図1のとおりとなっている。

図1 独立行政法人に関する主な法令等の経緯



また、後述する1(2)から1(6)までの各項目に関連する主な法令等は、図2のとおりとなっている。

図2 各項目に関連する主な法令等

項目	独立行政法人通則法	独立行政法人会計基準	閣議決定等
(2) 独立行政法人における財務報告の概要			
ア 財務報告の目的	第3条 業務の公共性、透明性及び自主性	—	—
イ 財務報告の開示制度	第36条 事業年度 第38条 財務諸表等	—	—
ウ 財務報告の作成基準	第37条 企業会計原則	—	—
エ 財務諸表の信頼性を確保する制度	第19条 役員の職務及び権限 第38条 財務諸表等 第39条 会計監査人の監査	—	—
(3) 独立行政法人と関連法人との関係			
ア 関連法人の定義等	—	第107 連結の範囲 第118 関連会社等に対する持分法の適用 第129 関連公益法人等の範囲	—
イ 財務諸表における関連法人に係る情報の開示制度			
(7) 連結財務諸表における連結の範囲等	—	第105 連結財務諸表の作成目的 第107 連結の範囲	—
(4) 持分法の適用	—	第118 関連会社等に対する持分法の適用	—
(9) 関連法人情報に係る情報開示	—	第130 連結財務諸表の附属明細書	—
(4) 独立行政法人における特定関連会社等への出資の概要	—	—	中央省庁等改革の推進に関する方針 (平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定) 特殊法人等整理合理化計画 (平成13年12月閣議決定)
(5) 独立行政法人における関連法人との契約等の概要	—	—	独立行政法人整理合理化計画 (平成19年12月閣議決定) 独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて (平成21年11月閣議決定) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月閣議決定) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針 (平成25年12月閣議決定)
(6) 関連法人における独立行政法人の役員経験者の概要	第54条の2 役員の退職管理	第130 連結財務諸表の附属明細書	—

(2) 独立行政法人における財務報告の概要

ア 財務報告の目的

通則法第3条第2項において、独立行政法人は、その業務の内容を公表することなどを通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならないこととされ、業務の透明性の確保が求められている。

また、「独立行政法人会計基準の設定について」（平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定）によれば、独立行政法人とは、国民の需要に即応した効率的な行政サービスの提供を実現するという行政改革の基本理念に立って、政策の企画立案

機能と実施機能とを分離し、国の事務及び事業のうち一定のものの実施主体として創設された制度であるとされている。そして、独立行政法人はその業務の実施に関して負託された経済資源に関する財務情報を負託主体である国民に対して開示する責任を負うものと位置付けられ、独立行政法人により作成される財務報告は、その利用者である国民その他の利害関係者に対して利用目的に適合した有用な内容を提供するものでなければならないとされている。

さらに、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」」（平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。）によれば、独立行政法人の会計は、国民その他の利害関係者の独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない、質的側面の考慮においては、独立行政法人の会計の見地からの判断に加え、独立行政法人の公共的性格に基づく判断も加味して行わなければならないとされている。

イ 財務報告の開示制度

独立行政法人の事業年度（以下「年度」という。）は、通則法第36条第1項の規定に基づき、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっており、独立行政法人は、通則法第38条の規定に基づき、毎年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下、これらを合わせて「財務諸表」という。）を作成し、当該年度の終了後3か月以内に主務大臣に提出し、その承認を受け、遅滞なく、官報に公告し、かつ、一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。そして、上記の「主務省令で定める書類」については、独立行政法人ごとに、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書、連結附属明細書（以下、これらを合わせて「連結財務諸表」、財務諸表のうちこれら以外の書類を「個別財務諸表」という。）等の書類が、主務省令において定められるなどしている。

ウ 財務報告の作成基準

独立行政法人の会計は、通則法第37条及び主務省令によれば、原則として企業会計原則によることとされ、会計基準を適用することとなっている。

会計基準は、独立行政法人が、財務報告として財務諸表を作成するに当たって準拠すべき基準として策定されたものであり、会計基準の実務上の留意点として、

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」（平成12年8月総務省行政管理局、財務省主計局及び日本公認会計士協会策定。以下「Q&A」という。また、以下、会計基準とQ&Aを合わせて「会計基準等」という。）が策定されている。

エ 財務諸表の信頼性を確保する制度

財務諸表の信頼性を確保する制度として、独立行政法人の監事による監査と会計監査人による監査がある。

独立行政法人の監事は、通則法第19条第4項において、独立行政法人の業務を監査すると規定されており、独立行政法人の業務監査及び会計監査を行うことになっている。そして、通則法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人が財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付さなければならないこととなっている。

また、会計監査人による監査については、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人は、その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除き、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないこととなっている。

(3) 独立行政法人と関連法人との関係

ア 関連法人の定義等

独立行政法人は、業務の一環として、前記の出資金や運営費交付金を主な財源として、個別法に基づき他の法人に出資したり、他の法人と契約を締結して業務の委託や物品等の調達を行ったりして、他の法人に対して資金を支出する場合がある。

会計基準によれば、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、独立行政法人が他の法人の財務、事業運営等の方針決定に対して多大又は重要な影響を与えることができるなどの場合には、当該他の法人に係る情報を、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下、これらを合わせて「関連法人」という。）に係る情報として財務諸表において開示することとなっている。

関連法人の種別ごとの定義及び範囲は、会計基準によれば、おおむね表1のとおりとなっている。

表1 関連法人の種別ごとの定義及び範囲

種別	定義	範囲
特定関連会社	独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社 (会計基準第107第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 独立行政法人が、議決権の過半数を所有している場合 ② 議決権の所有割合が100分の50以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、独立行政法人の役職員経験者等が取締役会の構成員の過半数を継続的に占めているなどの場合 ・ 独立行政法人及び特定関連会社が、他の会社に出資又は投資を行い、多大な影響力を与えていると認められる場合における当該他の会社も特定関連会社とみなす。 (会計基準第107第2項及び第3項)
関連会社	独立行政法人及び特定関連会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社 (会計基準第118第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかに該当する場合であって、財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 独立行政法人及び特定関連会社が、特定関連会社以外の会社の議決権の100分の20以上を実質的に所有している場合 ② 議決権の所有割合が100分の20未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、独立行政法人の役職員経験者等が、代表取締役等に就任しているなどの場合 (会計基準第118第3項)
関連公益法人等	独立行政法人が出せん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する公益法人等 (会計基準第129第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかに該当する場合であって、当該公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることが明らかに示されない場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占める割合が3分の1以上である場合 ② 事業収入に占める独立行政法人との取引額が3分の1以上である場合（ただし、独立行政法人が交付する助成金等による収入が事業収入の3分の1以上を占めるために、これに該当することとなる場合を除く。） ③ 会費、寄附等の負担額の5分の1以上を独立行政法人が負担しているなどの場合 <p>(注) 公益法人等には、公益法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等が含まれる。 (会計基準第129第2項及び第4項並びに会計基準注解91)</p>

イ 財務諸表における関連法人に係る情報の開示制度

(ア) 連結財務諸表における連結の範囲等

会計基準第105によれば、連結財務諸表は、独立行政法人とその出資先の会社等を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、その財政状態及び運

営状況を総合的に報告するために作成するものとされ、会計基準第107によれば、連結財務諸表においては、原則として関連法人のうち特定関連会社を連結の範囲に含めることとなっている。ただし、特定関連会社であっても、その資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても独立行政法人等の財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する利害関係者の合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものは、連結の範囲に含めないことができることとなっている（会計基準注解83参照）。

そして、財務諸表のうち、個別財務諸表については、全ての独立行政法人が作成しなければならないこととなっているが、連結財務諸表については、連結に含めることとなる特定関連会社を有する場合に作成しなければならないこととなっている。

また、独立行政法人の財務諸表は、広く国民にとって分かりやすい形で財務情報を開示するものでなければならないが、一方で、各種の専門家による高度な分析に耐えられるような詳細な情報が含まれていなければならないものとされている。このため、貸借対照表及び損益計算書は複雑なものとならないように留意しつつ、詳細な情報は連結附属明細書、個別財務諸表の附属明細書及び注記によって開示することとされている。

(イ) 持分法の適用

会計基準第118第1項によれば、連結財務諸表を作成するに当たっては、関連会社及び連結の範囲に含めない特定関連会社に対する出資について、持分法を適用しなければならないこととなっている。また、連結財務諸表を作成しない場合には、Q & A 107-1に基づき、個別財務諸表において、関連会社に対する出資について、持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額等（以下「持分法損益等」という。）の注記を行うこととなっている。

(注1) 持分法 投資会社等が連結財務諸表を作成する際に、被投資会社の純資産及び損益のうち当該投資会社等に帰属する部分の変動に応じて、その投資の金額を年度ごとに修正する方法

(ウ) 関連法人情報に係る情報開示

独立行政法人は、連結財務諸表を作成する場合、会計基準第130に基づき、関連法人の概要、財務状況、独立行政法人との取引の状況等の事項（以下「関連法人情報」という。）を連結財務諸表において開示しなければならないこととなって

いる。

また、連結財務諸表を作成しない場合、関連法人のうち関連公益法人等については、Q & A107-2に基づき、関連法人情報を個別財務諸表において開示することが求められているが、特定関連会社及び関連会社（以下、両者を合わせて「特定関連会社等」という。）については会計基準等において明文の規定が設けられていない。

連結の範囲の検討に当たっては、(ア)のとおり、特定関連会社の資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても独立行政法人等の財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する利害関係者の合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいかどうかという観点から判断が行われる。

一方、関連法人情報の開示の範囲の検討に当たっては、利害関係者に対して、業務の遂行状況の把握や適正な評価に資するといった利用目的に適合した有用な内容を提供するものでなければならないとされている。したがって、独立行政法人と資本関係、取引関係等があり公的な資金が供給されている関連法人の情報について、独立行政法人が説明責任を果たす上で有用であるかどうかという、連結の範囲の判断とは異なった観点から判断が行われる必要があり、連結の範囲に関して重要性が乏しいとする判断が行われたとしても、直ちには関連法人情報の有用性が乏しいということにはならない。

なお、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（平成13年3月独立行政法人会計基準研究会設定）及び「独立行政法人における連結財務諸表監査」（平成16年2月日本公認会計士協会公会計委員会報告第4号）によれば、特定関連会社や関連会社と異なり関連公益法人等に関する情報開示は関連法人情報に係る情報開示にとどまっていることなどから、関連法人情報についての会計監査人の監査において、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外となっている。そして、関連公益法人等に該当するか否かの判断及び財務諸表に記載する関連公益法人等の網羅性についても、会計監査人の監査対象外となっている。

(4) 独立行政法人における特定関連会社等への出資の概要

独立行政法人が、特定関連会社等に対して行った出資の契機は二つに大別され、一つは独立行政法人の前身である特殊法人等が出資を行い、当該独立行政法人がその出

資に係る権利等を承継したものであり、もう一つは独立行政法人が新たな出資を行ったものである。

独立行政法人による出資については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定）において、独立行政法人の業務等が国民のニーズとは無関係に自己増殖的に膨張することを防止するために、独立行政法人の本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの以外には認めないものとし、独立行政法人は、個別法に根拠がなければ新たな出資を行うことができないこととなっている。

また、政府は、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）に基づき、各特殊法人等の廃止又は民営化を図るとともに、廃止も民営化もできない事業のうち、国の関与の必要性が高く、採算性が低く、業務実施における裁量の余地が認められる事業を行う法人について、事業の徹底した見直しを行った上で、原則として独立行政法人に移行させることとした。このため、特殊法人等が実施していた出資に係る権利等は、新たに設立された独立行政法人に承継されるなどしている。

(5) 独立行政法人における関連法人との契約等の概要

独立行政法人の中には、業務の一環として、その関連法人と契約を締結して業務の委託や物品等の調達を行っているものがある。

そして、独立行政法人が締結する契約については、次のとおり、競争性及び透明性を高めるために国において行われてきた随意契約の見直し及び契約情報の公開に準じた取組が実施されてきている。

すなわち、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）において、独立行政法人が締結する契約は、原則として一般競争入札によるとされ、企画競争や公募を行う場合には、真に競争性及び透明性が確保される方法により実施することとし、随意契約の見直しなどにより無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要があるとされている。また、整理合理化計画では、独立行政法人と関連法人との間における資金等の流れについて透明性を確保するために、独立行政法人と関連法人との間の取引等の状況について、一体としての情報開示を実施することなどが求められている。

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月閣議決定。以下「契約状況の点検・見直し」という。）に基づき、各独立行政法人は、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を設置することとなっている。契約監視

委員会は、各独立行政法人が20年度に締結した契約について、随意契約のうち競争性のない態様で行われている契約が継続している場合には、随意契約とした理由が妥当であるかなどについて、また、一般競争入札等の競争性があるとされている契約方式によっている場合であっても、1者応札や1者応募となっていて真に競争性が確保されているといえるかなどについて、契約状況の点検及び見直しを行うこととなっており、各独立行政法人は随意契約等見直し計画を策定することとなっている。そして、契約状況の点検及び見直しの結果については、主務大臣が点検を行った後、22年5月末に主務大臣及び各独立行政法人が公表している。また、21年度以降に締結した契約についても、契約監視委員会によって点検及び見直しが行われ、改善状況は主務大臣及び各独立行政法人によって毎年度公表されている。

さらに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定。以下「独法見直し方針」という。）では、独立行政法人の事務・事業の見直しなどとして、随意契約の見直し、契約に係る情報の公開、関連法人の利益剰余金等の国庫納付等に関して、独立行政法人ごとに講ずべき措置が取りまとめられている。

その後、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定。以下「基本的方針」という。）において、各独立行政法人は、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとなっている。

(6) 関連法人における独立行政法人の役職員経験者の概要

1(3)アのとおり、独立行政法人の役職員経験者が他の法人の取締役会の構成員の過半数を継続的に占めているなどの場合、当該他の法人は関連法人に該当することがある。

また、独立行政法人は、会計基準第130に基づき、連結財務諸表において関連法人の役員の氏名を開示するとともに、当該役員が独立行政法人の役職員経験者である場合には、独立行政法人における最終職名を開示しなければならないこととなっている。

なお、独立行政法人のうち、個別法において、役職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして定められる特定独立行政法人については、通則法第54条の2第1項において準用される国家公務員法（昭和22年法律第120号）に基づき、役員が利害関係企業等に対して再就職することを要求するなどの行為が禁止されている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

ほとんどの独立行政法人は、国がその資本金の全額を出資している。また、独立行政法人は、国の一般会計や特別会計からの出資金を主な財源として、関連法人に対して多額の出資を行ったり、国から独立行政法人に対して毎年度交付されている運営費交付金を主な財源として、物品、役務等の調達を行って、その対価を支払ったりなどしている。そして、独立行政法人は、通則法、会計基準等に基づくなどして、財務状況等の各種の情報を広く国民に開示している。

会計検査院は、これらの状況を踏まえて、正確性、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、独立行政法人から特定関連会社等への出資は独立行政法人の業務の目的に沿った適切なものとなっているか、独立行政法人が関連法人と締結している契約は競争性及び透明性が確保された適切なものとなっているか、関連法人に係る情報開示は財務状況の透明性が確保されるよう適切に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

(2) 検査の対象及び方法

26年4月1日現在における全98独立行政法人を対象とし、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき各独立行政法人から提出された15年度から24年度までの財務諸表のほか、出資、契約、情報開示等の状況についての調書等の提出を求め、これらを在庁して分析するとともに、24年度末において関連法人を有する26独立行政法人のうち25独立行政法人及び独立行政法人から出資が行われていたり、独立行政法人との契約が多額となっていたりなどしている13関連法人^(注2)において会計実地検査を行った（表2参照）。

表2 独立行政法人一覧（平成26年4月1日現在）

主務府省	検査対象法人	会計実地検査	主務府省	検査対象法人	会計実地検査
内閣府	独立行政法人国立公文書館		厚生労働省	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	
	独立行政法人北方領土問題対策協会	○		独立行政法人国立国際医療研究センター	
	独立行政法人国民生活センター			独立行政法人国立成育医療研究センター	
総務省	独立行政法人情報通信研究機構	○	農林水産省	独立行政法人国立長寿医療研究センター	
	独立行政法人統計センター			独立行政法人農林水産消費安全技術センター	
	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構			独立行政法人種苗管理センター	
外務省	独立行政法人国際協力機構	○	独立行政法人家畜改良センター		
	独立行政法人国際交流基金		独立行政法人水産大学校		
財務省	独立行政法人酒類総合研究所		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	○	
	独立行政法人造幣局		独立行政法人農業生物資源研究所		
	独立行政法人国立印刷局		独立行政法人農業環境技術研究所		
文部科学省	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		独立行政法人国際農林水産業研究センター		
	独立行政法人大学入試センター		独立行政法人森林総合研究所		
	独立行政法人国立青少年教育振興機構		独立行政法人水産総合研究センター		
	独立行政法人国立女性教育会館		独立行政法人農畜産業振興機構	○	
	独立行政法人国立科学博物館		独立行政法人農業者年金基金		
	独立行政法人物質・材料研究機構		独立行政法人農林漁業信用基金		
	独立行政法人防災科学技術研究所		独立行政法人経済産業研究所		
	独立行政法人放射線医学総合研究所		独立行政法人工業所有権情報・研修館	○	
	独立行政法人国立美術館		独立行政法人日本貿易保険		
	独立行政法人国立文化財機構		独立行政法人産業技術総合研究所		
	独立行政法人教員研修センター		独立行政法人製品評価技術基盤機構	○	
	独立行政法人科学技術振興機構	○	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	○	
	独立行政法人日本学術振興会		独立行政法人日本貿易振興機構		
	独立行政法人理化学研究所	○	独立行政法人情報処理推進機構	○	
	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	○	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター		独立行政法人中小企業基盤整備機構	○	
	独立行政法人日本芸術文化振興会	○	国土交通省	独立行政法人土木研究所	
	独立行政法人日本学生支援機構			独立行政法人建築研究所	
	独立行政法人海洋研究開発機構	○		独立行政法人交通安全環境研究所	
	独立行政法人国立高等専門学校機構			独立行政法人海上技術安全研究所	
	独立行政法人大学評価・学位授与機構			独立行政法人港湾空港技術研究所	
	独立行政法人国立大学財務・経営センター			独立行政法人電子航法研究所	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	○		独立行政法人航海訓練所	
	厚生労働省	独立行政法人国立健康・栄養研究所		独立行政法人海技教育機構	
		独立行政法人労働安全衛生総合研究所		独立行政法人航空大学校	
		独立行政法人勤労者退職金共済機構		自動車検査独立行政法人	
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	○
		独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人国際観光振興機構	
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		独立行政法人水資源機構	○
		独立行政法人労働政策研究・研修機構		独立行政法人自動車事故対策機構	
		独立行政法人労働者健康福祉機構		独立行政法人空港周辺整備機構	
		独立行政法人国立病院機構		独立行政法人都市再生機構	○
		独立行政法人医薬品医療機器総合機構		独立行政法人奄美群島振興開発基金	
独立行政法人医薬基盤研究所		○	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		
独立行政法人地域医療機能推進機構			独立行政法人住宅金融支援機構	○	
年金積立金管理運用独立行政法人			環境省	独立行政法人国立環境研究所	○
独立行政法人国立がん研究センター		○		独立行政法人環境再生保全機構	
独立行政法人国立循環器病研究センター			防衛省	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	
		計	98法人	25法人	

注(1) 独立行政法人農林漁業信用基金の主務府省は財務省及び農林水産省、独立行政法人奄美群島振興開発基金の主務府省は財務省及び国土交通省、独立行政法人住宅金融支援機構の主務府省は財務省及び国土交通省であるが、便宜上、いずれか一つの主務府省の欄に記載している。

注(2) 「会計実地検査」欄の「○」は、会計実地検査を行った25独立行政法人を示す。

(注2) 13関連法人 サウディ石油化学株式会社、公益社団法人科学技術国際交流センター、特定非営利活動法人がん臨床研究機構、新農業機械実用化促進株式会社、よつ葉乳業株式会社、株式会社名古屋ソフトウェアセンター、株式会社福岡ソフトウェアセンター、北海道石油共同備蓄株式会社、株式会社松阪街づくり公社、株式会社ディア四日市、明石地域振興開発株式会社、津山地域振興開発株式会社、新都市センター開発株式会社

(以下、各独立行政法人の名称中、「独立行政法人」は記載を省略する。)

3 検査の状況

(1) 関連法人の数の推移

独立行政法人は、通則法、会計基準等に基づき、財務諸表において、関連法人に係る情報を開示しなければならないこととなっている。

そのため、独立行政法人は、財務諸表の作成に当たり、出資及び取引の相手方が関連法人に該当するかどうかを判断する必要があることから、次の①から③までのような調査を行っている。

- ① 出資については、出資先法人に対する年度末における議決権の所有割合を当該出資先法人の事業報告書等により確認する。
- ② 取引については、年度内における各取引先法人との間の取引額を集計した上で、取引先法人に調査票を送付して回答を得るなどの方法により、当該年度における取引先法人の事業収入を確認する。
- ③ 出資先法人又は取引先法人の役員数や当該独立行政法人の役職員経験者の有無については、出資先法人又は取引先法人に調査票を送付して回答を得るなどの方法により確認する。

そして、このような調査の結果を踏まえて、20年度から24年度までの各年度末において、各独立行政法人が関連法人に該当すると判断した法人の数及びそれらの関連法人を有する独立行政法人の数は表3のとおりとなっている（独立行政法人ごとの内訳については巻末別表1参照。また、独立行政法人ごとの関連公益法人等の内訳については巻末別表2参照。）。

表3 関連法人に該当すると判断した法人の数及びそれらの関連法人を有する独立行政法人の数
(単位：法人)

関連法人の種別	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
特定関連会社	45	41	38	38	35
特定関連会社を有する独立行政法人	8	7	7	7	7
関連会社	172	172	175	179	177
関連会社を有する独立行政法人	7	7	7	7	7
関連公益法人等 注(1)	144	147	131	73	80
関連公益法人等を有する独立行政法人	30	29	26	22	22
計 関連法人 注(1)	361	360	344	290	292
関連法人を有する独立行政法人 注(2)	33	31	29	24	26

注(1) 「関連公益法人等」欄及び「関連法人」欄は、複数の独立行政法人が同一の公益法人等を関連公益法人等としている場合には、当該公益法人等を複数の関連公益法人等として集計しているため、関連公益法人等又は関連法人の実数とは一致しない。

注(2) 「関連法人を有する独立行政法人」欄は、1独立行政法人が複数の種別の関連法人を有する場合であっても1独立行政法人として集計しているため、関連法人の種別ごとの独立行政法人の数の合計とは一致しない。

各独立行政法人が関連法人に該当すると判断した法人は、20年度末の361法人から24年度末の292法人と69法人減少している。

このうち、特定関連会社については、20年度末の45法人から24年度末の35法人と10法人減少し、関連会社については、20年度末の172法人から24年度末の177法人と僅かに増加している。また、関連公益法人等については、20年度末の144法人から24年度末の80法人と大きく減少している。この主な要因は、高齢・障害・求職者雇用支援機構において、独法見直し方針に基づき事務・事業の見直しを行い、それまで関連公益法人等への委託により実施していた雇用安定事業等を23年度以降は自ら実施することとしたことなどのために、同機構が有する関連公益法人等の数が22年度末の48法人から23年度末の3法人と大幅に減少したことや、各独立行政法人が関連公益法人等との間で締結していた随意契約が整理合理化計画等に基づいて一般競争入札等の契約方式に切り替えられたことにより、関連公益法人等に該当していた法人の一部において、独立行政法人との取引額が減少して関連公益法人等に該当しなくなったことなどによるものである。

(2) 特定関連会社等への出資等の状況

ア 特定関連会社等への出資

24年度末において、特定関連会社等に対する出資残高を有している独立行政法人^(注3)は、9独立行政法人となっている。これらは、いずれも特殊法人等が行っていた出資に係る権利等を承継した独立行政法人であり、このうち、一部の独立行政法人においては、新たな出資も行っている。そして、これらの出資に係る財源は、国からの出資金、保有していた株式を処分して得た対価等となっている。

9独立行政法人について、15年度から24年度までの各年度末における出資残高の推移をみたところ、表4のとおりとなっていた。

(注3) 9独立行政法人 情報通信研究機構、国際協力機構、医薬基盤研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、都市再生機構

表4 出資残高の推移（平成15年度末から24年度末まで）

（単位：百万円）

独立行政法人名	年度末出資残高									
	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
情報通信研究機構		2,350	2,000	2,000	800	800	800	800	800	800
国際協力機構	1,000	1,000	1,000	1,000	-	137,194	125,644	125,644	114,715	97,321
医薬基盤研究所			17,815	17,092	11,141	8,429	8,429	6,794	5,310	5,310
農業・食品産業技術総合研究機構（注）	21,408	15,284	15,428	11,843	8,408	6,191	5,342	3,871	3,871	3,871
農畜産業振興機構	10,024	10,024	10,024	9,124	9,289	9,289	8,789	8,614	8,614	8,614
情報処理推進機構	7,200	7,200	6,800	6,800	6,800	5,600	5,600	5,600	5,600	5,200
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	19,648	63,850	64,895	70,797	83,473	103,580	112,696	159,678	220,679	306,612
中小企業基盤整備機構		56,442	55,192	55,050	54,250	54,227	53,587	52,987	51,957	50,914
都市再生機構		12,481	12,471	12,431	12,431	12,431	12,431	12,261	12,261	12,261
計	59,281	168,633	185,628	186,139	186,593	337,743	333,319	376,250	423,808	490,905

（注）農業・食品産業技術総合研究機構の平成15年度末から17年度末までの出資残高は、同機構の前身の独立行政法人である農業・生物系特定産業技術研究機構の出資残高を計上している。

9独立行政法人のうち7独立行政法人において出資残高が減少傾向にある一方で、石油天然ガス・金属鉱物資源機構においては、石油の探鉱等に必要な資金に対する出資が累増していた（15年度末出資残高に対する24年度末出資残高の増加額2869億余円）。また、国際協力機構においては、20年10月に、国際協力銀行が出資していた法人の株式（株式に係る出資額1378億余円）を承継したことから出資残高が増加していた。これらのため、9独立行政法人の出資残高の合計も増加している状況となっていた（15年度末出資残高に対する24年度末出資残高の増加額4316億余円）。

また、24年度末において、9独立行政法人の出資先である特定関連会社等の数は、計192法人となっている。9独立行政法人の中には、中小企業基盤整備機構（81法人）、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（50法人）等のように多数の特定関連会社等に出資している独立行政法人が見受けられる一方で、情報通信研究機構（2法人）及び医薬基盤研究所（1法人）のように出資先である特定関連会社等が少数の独立行政法人も見受けられた（特定関連会社等の一覧については巻末別表3参照）。

なお、9独立行政法人のうち5独立行政法人は、24年度末において、特定関連会社等以外の会社計28法人に対して出資しており、これらの出資残高は計96億余円となっている。上記の28法人が特定関連会社等とされていないのは、いずれも議決権の所有割合が100分の20未満であって、独立行政法人が財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないと判断しているためである。

イ 特定関連会社等に対する出資目的、出資対象事業の実施状況等

（ア）特定関連会社等に対する出資目的等

9独立行政法人について、特定関連会社等に対する出資目的、個別法に新たな出

資を行うための規定があるかどうかなどについてみたところ、表5のとおりとなっていた（出資目的等の詳細については巻末別表4参照）。

表5 9独立行政法人における出資目的等の概要

独立行政法人名	出資目的の概要	規定の有無 (注)	出資残高 (平成24年度末)
情報通信研究機構	有線テレビジョン放送番組充実事業等の実施に必要な資金等のための出資	○	8億円
国際協力機構	我が国又は開発途上地域の法人等が行う開発事業の遂行等のために行う出資	○	973億余円
医薬基盤研究所	民間において行われる医薬品技術に関する試験研究に必要な資金のための出資	×	53億余円
農業・食品産業技術総合研究機構	高性能な農業機械の実用化を促進する事業を実施する者に対する当該事業の実施に必要な資金等のための出資	○	38億余円
農畜産業振興機構	農畜産業及びその関連産業の健全な発展等に寄与することを目的とする出資	×	86億余円
情報処理推進機構	ソフトウェア供給力開発事業に必要な資金のための出資	×	52億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	海外及び本邦周辺の海域における石油等の探鉱、採取に必要な資金等のための出資	○	3066億余円
中小企業基盤整備機構	中心市街地の活性化を図ることなどに必要な資金のための出資	○	509億余円
都市再生機構	再開発事業により建設した事務所、店舗等の施設管理に係る業務等を行うために設立した会社等に対する出資	○	122億余円

(注) 「規定の有無」欄については、個別法に新たな出資を行うための規定がある場合には「○」、個別法に新たな出資を行うための規定がなく、特殊法人等から承継した出資に係る権利等の管理及び処分のみを行っている場合には「×」をそれぞれ記載している。

9独立行政法人のうち8独立行政法人においては、他の法人が行う事業に必要な資金を供給する目的で出資を行っている一方で、都市再生機構のように、他の法人に独立行政法人の業務の一部を代行させるのに必要な資金等を供給する目的で出資を行っている独立行政法人も見受けられた。

また、個別法に新たな出資を行うための規定があるかどうかなどについてみると、個別法に基づき新たな出資を行っている独立行政法人と、個別法に新たな出資を行うための規定がなく、特殊法人等から承継した株式の管理及び処分のみを行っている独立行政法人が見受けられた。

(イ) 出資対象事業の実施状況等

前記のとおり、独立行政法人が行う出資は、国の一般会計及び特別会計からの出資金を主な財源として行われている。そのため、資金の有効活用を図るなどの観点から、独立行政法人が出資した資金を用いて実施される特定関連会社等の事業（以下「出資対象事業」という。）の実施状況について、独立行政法人は、出資対象事業を取り巻く社会経済情勢等の変化を考慮の上、適宜フォローアップを行って、必要に応じて適切な措置を執ることが重要となる。

そこで、9独立行政法人の出資先である192特定関連会社等について、出資対象事業の実施状況等をみたところ、農畜産業振興機構において、特定関連会社等の株式を処分して出資金を回収するなどの適切な措置を執る必要があると認められる事態が、また、医薬基盤研究所において、出資対象事業が終了した後、特定関連会社等の行う事業が大きく変更されている事態が、それぞれ事例1、事例2のとおり見受けられた。

<事例1> 株式を処分して出資金を回収するなどの適切な措置を執る必要があるもの

農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、平成15年10月に、よつ葉乳業株式会社（以下「よつ葉乳業」という。）の非上場株式9,000株（取得価額9億円）を畜産振興事業団から承継して関係会社株式として保有している。

上記の株式9,000株のうち4,000株は、配当が他の普通株主に劣後する条件となっている後配株式であり、畜産振興事業団が、昭和48年によつ葉乳業の全脂濃縮乳部門に寄与する目的で取得した普通株式について、全脂濃縮乳部門における損失の状況及び経営に与える影響を勘案して、50年の株主総会での議決を経て後配株式に転換されたものである。また、残りの5,000株は、畜産振興事業団が、55年に国産ナチュラルチーズ部門に寄与する目的で取得した後配株式であったが、平成23年3月に、今後とも当該部門の損益の安定化が継続するとの見通しの下で、普通株式に転換されている。

よつ葉乳業の近年の経営状況をみると、各部門を合わせた会社全体の決算において、18年度から24年度まで継続して当期純利益を計上しており、24年度当期純利益は20億余円、24年度末利益剰余金は238億余円となっていた。

一方、機構が保有する株式9,000株は、譲渡制限株式であり、かつ、このうち4,000株は後配株式ではあるものの、24年度末における実質価額（当該法人の純資産額に独立行政法人の出資割合を乗じて得た額）は78億余円（必ずしも譲渡を行う際の価額とは一致しない。）となっていた。また、24年度における普通株式5,000株への配当が1株当たり5,000円、計2500万円となっているが、機構が保有する後配株式4,000株については、過去全く配当が行われていない状況となっている。

そして、後配株式に係る出資が行われた全脂濃縮乳部門については、昭和48年以降累積欠損金を生じているが、普通株式に係る出資が行われた国産ナチュラルチーズ部門については、事業が継続して、損益の安定化が継続するとの見通しとなっており、よつ葉乳業の経営は近年順調に推移していて、多額の利益剰余金を保有するに至るなどしている。

これらのことから、よつ葉乳業においては、出資目的が達成され、かつ、当該株式をよつ葉乳業に譲渡して処分するなどしても、その事業を継続していくことが可能となっていると認められた。

なお、機構は、会計検査院の検査を踏まえて、機構が保有する後配株式を普通株式に転換する条件を整理するとともに、機構が保有するよつ葉乳業の株式の処分等についてよつ葉乳業と検討を行っている。

<事例2> 出資対象事業が終了した後、特定関連会社等の行う事業が大きく変更されているもの

医薬基盤研究所は、平成17年4月の設立時に、株式会社ディナベック研究所（以下「ディナベック研究所」という。）の株式を取得している。この株式は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「機構」という。）が7年3月から16年2月までの間に計53億1000万円を出資して得たディナベック研究所の株式を医薬品医療機器総合機構が承継し、さらに医薬基盤研究所が承継したものである（医薬基盤研究所の承継時における再評価後の価額は2億6802万余円）。

この機構からの出資は、遺伝子治療製剤の研究開発を目的とするものであり、ディナベック研究所は、当該出資によって得た資金を財源として、研究開発事業を実施していた。

ディナベック研究所は、研究開発事業の終了後、ディナベック研究所の設立者が15年9月に新たに設立したディナベック株式会社（以下「新ディナベック」という。）と、機構の了承を得て、16年4月に特許実施許諾契約を締結して、研究開発事業の成果としてディナベック研究所が登録していた特許権等に関する専用実施権等を新ディナベックに許諾することとし、代わりに、許諾された特許権等に基づく新ディナベックの売上の一部をディナベック研究所にロイヤリティとして支払うこととした。また、ディナベック研究所の保有していた貯蔵品等は新ディナベックに譲渡され、ディナベック研究所は、従業員のいない特許の管理のみを行う会社となっている。

医薬基盤研究所が保有するディナベック研究所の株式の実質価額（当該法人の純資産額に独立行政法人の出資割合を乗じて得た額）は、出資残高53億1000万円に対して24年度末で5572万余円となっていた。そして、上記のロイヤリティ等の収入による当期純利益は、23年度167万余円、24年度410万余円となっており、今後はこのような当期純利益により欠損金を補填していくことが見込まれている。

また、機構が出資金の早期回収を図るためには、ディナベック研究所が直接特許権等を使用して新たな事業を行うことも選択肢として考えられたが、機構がこのことの是非について検討を行っていたことを示す記録は、医薬基盤研究所には残されていない。

出資後相当の期間が経過し、特定関連会社等において、出資対象事業が順調に実施され、利益剰余金が発生していて、独立行政法人が特定関連会社等の株式を全部又は一部処分したとしても出資対象事業を継続していくことが可能となっているなどの場合、独立行政法人において、出資目的の達成状況を踏まえて、特定関連会社等の株式を処分することなどにより出資金の回収を図ることを十分に検討して適切な措置を執ることが求められる。また、特定関連会社等の行う事業が大きく変更されるような場合、独立行政法人において、その後の出資金の回収についての見通しなどを踏まえつつ、慎重に対応を検討することなどが求められる。

ウ 出資先である特定関連会社等の決算等の状況

(ア) 出資先である特定関連会社等の決算の状況

9独立行政法人の出資先である192特定関連会社等について、24年度末における

利益剰余金、繰越欠損金等の状況を確認したところ、表6のとおり、利益剰余金を計上しているのは73特定関連会社等、繰越欠損金を計上しているのは119特定関連会社等であり、119特定関連会社等のうち10法人が債務超過となっていた。

表6 特定関連会社等における利益剰余金等の状況（平成24年度末）（単位：法人）

独立行政法人名	利益剰余金を計上している特定関連会社等	繰越欠損金を計上している特定関連会社等	うち債務超過となっている特定関連会社等	計
情報通信研究機構	0	2	0	2
国際協力機構	4	3	0	7
医薬基盤研究所	0	1	0	1
農業・食品産業技術総合研究機構	0	5	1	5
農畜産業振興機構	13	6	0	19
情報処理推進機構	4	9	0	13
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	11	39	6	50
中小企業基盤整備機構	29	52	3	81
都市再生機構	12	2	0	14
計	73	119	10	192

9独立行政法人のうち、国際協力機構、農畜産業振興機構及び都市再生機構においては、利益剰余金を計上している特定関連会社等の数が繰越欠損金を計上している特定関連会社等の数を上回っている。これらの特定関連会社等が利益剰余金を計上している要因は次のとおりであった。

- ① 国際協力機構については、特定関連会社等が、大規模なナショナルプロジェクトとして海外の合弁会社等に直接又は間接的に出資したところ、当該プロジェクトが軌道に乗って、合弁会社等から配当金を受け取ることで利益を計上していたこと
- ② 農畜産業振興機構については、畜産物の流通等の事業を行っていた特定関連会社等が、少額ではあるが利益を積み重ねてきたこと
- ③ 都市再生機構については、特定関連会社等が同機構からの業務委託事業等や、ニュータウン地区の商業施設に入居しているテナントからの賃貸料収入等により安定して利益を計上していたことなど

なお、利益剰余金を計上している特定関連会社等のうち、国際協力機構の1法人、農畜産業振興機構の3法人及び都市再生機構の1法人は、出資対象事業が不調だったことなどにより発生した繰越欠損金を減少させるなどのために、24年度までに減資を行っている。そして、このうちの国際協力機構の1法人及び農畜産業振興機構の3法人については、減資した額より24年度末における利益剰余金の額の方が小さいことから、仮に減資を行っていなかったとすると、24年度末において繰越欠

損金を計上していた可能性がある。

一方、情報通信研究機構、医薬基盤研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び中小企業基盤整備機構については、繰越欠損金を計上している特定関連会社等の数が利益剰余金を計上している特定関連会社等の数を上回っている。これらの特定関連会社等が繰越欠損金を計上している要因は次のとおりであった。

- ① 情報通信研究機構、情報処理推進機構及び中小企業基盤整備機構については、地方公共団体の出資を受けた第3セクターである特定関連会社等において、地域の経済的事業の変化等により出資対象事業が軌道に乗らなかったことなど
- ② 医薬基盤研究所及び農業・食品産業技術総合研究機構については、研究開発事業に必要な資金の出資を受けた特定関連会社等において、研究開発費用に見合う収益が上がらなかったこと
- ③ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構については、石油の探鉱等に必要な資金の出資を受けた特定関連会社等において、探鉱中であり収益が得られていないこと

なお、債務超過となっている10特定関連会社等について、その一例を示すと、次のとおりである。

<事例3> 債務超過となっているもの

中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、平成16年7月の設立時に、中小企業総合事業団から、商店街の近代化、活性化を図るためにコミュニティプラザ及び共同店舗を設置する目的で中小企業事業団が4年12月に3億円を出資した株式会社松阪街づくり公社（以下「公社」という。）の株式を承継している。

公社は、出資を受けた資金等によりコミュニティプラザ、駐車場施設等を整備しているが、当初の計画ほど駐車場の利用が伸びなかったことなどにより、経営状況が悪化したことなどから、繰越欠損金を解消して企業信用力の向上を図るなどのため、17年12月に資本金を12億2000万円から9760万円にする減資を行った。

しかし、公社は、24年度決算においても、当期純損失が301万余円で、資本金9760万円に対して繰越欠損金は4億8129万余円と債務超過となっていて、24年度末における機構の貸借対照表上の公社の株式の価額は0円となっている。

なお、機構は、公社に融資又は出資を行っている三重県及び松阪市、公社等と協議を実施するなどして、経営状況の改善を促しているところである。

(イ) 資産の運用状況等

特定関連会社等の中には、子会社を支配するなどの目的で株式を保有したり、

余裕金の運用の一環として、投資等の目的で、株式、社債、外債建てなどの外国債券（以下「外債」という。）^(注4)、仕組債又は国債等の公債を保有したりしているものがある。これらの有価証券は、金融市場や為替市場の状況によってその価値が変動するものであり、価値の下落により独立行政法人からの出資金が毀損され、独立行政法人の財務状況にも影響を及ぼす結果となる可能性がある。

(注4) 仕組債 為替相場の変動等に応じて債券の利率が変化する条件で発行された債券

そこで、9独立行政法人の出資先である192特定関連会社等が24年度末に保有している有価証券の状況について、特定関連会社等の貸借対照表の「投資有価証券」、「関係会社株式」等の科目の内訳を確認したところ、8独立行政法人の105特定関連会社等において、これらの科目に有価証券が計上されていた。

そこで、独立行政法人ごとに、特定関連会社等が貸借対照表のこれらの科目に計上している有価証券について、その種別ごとの計上額をみたところ、表7のとおりとなっていた。

表7 105特定関連会社等が保有している有価証券の貸借対照表への計上額（平成24年度末）
（単位：法人、百万円）

独立行政法人名	株式		うち投資等の目的で保有している株式		社債、外債、仕組債		うち外債及び仕組債		国債、地方債、政府保証債等	
	特定関連会社等数	貸借対照表計上額	特定関連会社等数	貸借対照表計上額	特定関連会社等数	貸借対照表計上額	特定関連会社等数	貸借対照表計上額	特定関連会社等数	貸借対照表計上額
情報通信研究機構	0	-	0	-	0	-	0	-	1	101
国際協力機構	6	172,889	0	-	0	-	0	-	0	-
農業・食品産業技術総合研究機構	0	-	0	-	1	221	1	100	1	492
農畜産業振興機構	13	1,253	1	0	0	-	0	-	1	100
情報処理推進機構	0	-	0	-	2	327	2	114	3	460
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	15	144,993	1	2	0	-	0	-	1	13
中小企業基盤整備機構	35	249	5	140	9	2,333	4	826	24	10,210
都市再生機構	7	1,005	1	576	0	-	0	-	2	5,040
計	76	320,391	8	719	12	2,882	7	1,040	33	16,419

株式を保有していたのは、5独立行政法人の76特定関連会社等で、貸借対照表への計上額は計3203億余円となっていた。また、株式のうち、特定関連会社等が自らの子会社を支配するなどの目的で保有しているものが、3196億余円とほとんどを占めているが、4独立行政法人の8特定関連会社等においては、投資等の目的で保有している株式（以下「投資目的の株式」という。）があり、その貸借対照表への計上額は計7億余円となっていた。

なお、国際協力機構及び石油天然ガス・金属鉱物資源機構の特定関連会社等が投資等以外の目的で保有している多額の株式は、特定関連会社等が資源開発等を

行わせる目的で海外の合弁会社等に出資を行って取得したものである。

一方で、これらの有価証券のうち、社債、外債又は仕組債（以下、これらを合わせて「社債等」という。）を保有していたのは、3独立行政法人の12特定関連会社等で、貸借対照表への計上額は計28億余円となっていた。また、これらのうち、外債及び仕組債については、高い利率で配当を受け取ることなどが期待できる一方で、為替相場の変動等により実質利回りが変化したり、投資元本が損なわれたりするおそれがあるが、3独立行政法人の7特定関連会社等が外債及び仕組債を保有しており、その貸借対照表への計上額は計10億余円となっていた。

そして、投資目的の株式又は社債等を保有しているのは、6独立行政法人の19特定関連会社等であり、このうちの1特定関連会社等は、投資目的の株式と社債等の両方を保有している。これらの投資目的の株式及び社債等について、24年度末における時価が取得価額と比較してどのようになっているかについて独立行政法人ごとにみたところ、表8のとおりとなっていた。

表8 特定関連会社等が保有している投資目的の株式及び社債等の状況（平成24年度末）
（単位：法人、百万円）

独立行政法人名	時価と取得価額との比較		投資目的の株式			社債等					計			
			特定関連会社等数	時価	取得価額	外債及び仕組債を除く			外債及び仕組債		特定関連会社等数	時価	取得価額	
						特定関連会社等数	時価	取得価額	特定関連会社等数	時価				取得価額
農業・食品産業技術総合研究機構	時価	≥	0	-	-	1	0	0	1	100	100	1	100	100
		<	0	-	-	1	121	121	1	-	99	1	121	221
農畜産業振興機構	時価	≥	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-
		<	1	0	30	0	-	-	0	-	-	1	0	30
情報処理推進機構	時価	≥	0	-	-	1	203	200	2	105	102	2	308	302
		<	0	-	-	1	10	20	1	9	10	2	19	30
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	時価	≥	1	1	1	0	-	-	0	-	-	1	1	1
		<	1	0	3	0	-	-	0	-	-	1	0	3
中小企業基盤整備機構	時価	≥	4	123	106	6	1,451	1,402	4	586	580	11	2,162	2,088
		<	2	10	20	2	99	100	2	215	250	6	325	370
都市再生機構	時価	≥	1	520	175	0	-	-	0	-	-	1	520	175
		<	1	56	300	0	-	-	0	-	-	1	56	300
計	時価	≥	6	645	282	8	1,654	1,602	7	792	782	注(1) 16	3,092	2,667
		<	5	67	353	4	230	241	4	224	359	注(1) 12	523	954

注(1) 時価が取得価額以上となっている16法人及び時価が取得価額を下回っている12法人の中に重複している特定関連会社等が9法人あるため、投資目的の株式又は社債等を保有している特定関連会社等の数は19法人となっている。

注(2) 特定関連会社等が保有している有価証券の中には貸借対照表上への計上額と時価とが一致しないものがあるため、時価と表7の貸借対照表への計上額とは必ずしも一致しない。

時価が取得価額以上となっているのは16特定関連会社等で、時価が計30億余円、取得価額が計26億余円、評価差額が計4億余円、また、時価が取得価額を下回っているのは12特定関連会社等で、時価が計5億余円、取得価額が計9億余円、評価差

額が計4億余円となっていた。そして、社債と比べて、投資目的の株式並びに外債及び仕組債については、時価と取得価額とのかい離が大きくなる傾向にあった。

そして、特定関連会社等が保有している社債等の中には、投資先が債務不履行に陥ったために、時価が取得価額を大幅に下回っている社債や、時価が評価できない外債も見受けられた。

このような事態に鑑みれば、独立行政法人は、特定関連会社等が投資目的で保有する有価証券に損失が生ずることにより独立行政法人からの出資金が毀損される結果となることを極力回避するように、出資者として、特定関連会社等に適切な運営等を求める必要がある。

エ 独立行政法人に対する配当及び特定関連会社等からの出資金の回収状況

(ア) 独立行政法人に対する配当の状況

出資対象事業は、収益性が低かったり、成否に関するリスクが高かったりしていることなどから、短期的には配当は見込めないが、長期的には配当を可能とする利益が発生し、配当を受け取れる場合もある。そして、株式を保有している間に受け取った配当金は、出資金の回収そのものではないが、独立行政法人にとっては特定関連会社等から出資に伴う経済的な利得を得たという意味では出資金の回収と同一の効果を有していると考えられる。

そこで、24年度末において192特定関連会社等に出資している9独立行政法人（出資残高計4909億余円）が、特定関連会社等の株式を取得してから25年度までの間に受け取った配当金の状況をみると、表9のとおりとなっていた。

表9 独立行政法人が特定関連会社等の株式を取得してから平成25年度までの間に受け取った配当金の状況
(単位:法人、百万円)

独立行政法人名	出資残高を有している特定関連会社等数	うち配当を行っている特定関連会社等数	配当金収入累計額
情報通信研究機構	2	0	-
国際協力機構	7	5	96,291
医薬基盤研究所	1	0	-
農業・食品産業技術総合研究機構	5	0	-
農畜産業振興機構	19	1	75
情報処理推進機構	13	2	4
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	50	3	10,233
中小企業基盤整備機構	81	5	15
都市再生機構	14	2	7,453
計	192	18	114,073

9独立行政法人の192特定関連会社等のうち、6独立行政法人の18特定関連会社等が配当を行った実績があり、6独立行政法人が受け取った配当金の累計額は、計1

140億余円に上っている。

これらの配当金のうち、国際協力機構及び石油天然ガス・金属鉱物資源機構に8特定関連会社等から支払われた計1065億余円については、外国の石油化学事業や石油の開発等に関する大規模なプロジェクトである出資対象事業が軌道に乗って、利益が発生したことによるものである。

また、都市再生機構に2特定関連会社等から支払われた配当金74億余円のうち72億余円は、独法見直し方針において、同機構の関連法人の利益剰余金等について国庫納付等を行うこととなったのを受けて、同機構が特定関連会社等の利益剰余金等を精査して、その一部について25年度に配当を行わせたことによるものである。

一方、192特定関連会社等のうち174法人は、独立行政法人が株式を取得してから25年度までの間に一度も配当を行っていない。

そこで、174法人が25年度までに一度も配当を行っていない理由について、独立行政法人を通じて確認したところ、経営不振等により繰越欠損金を計上していたり、利益剰余金を計上しているもののその額が少額であり配当を行う余力がなかったり、施設整備等のために内部留保を行ったりなどしているためであるとしていた。

<事例4> 多額の利益剰余金を計上しているが、配当を行っていないもの

都市再生機構（以下「機構」という。）は、商業施設等の管理運営等を行う新都市センター開発株式会社（以下「新都市センター」という。）の株式1,648,000株（取得価額8億2400万円、出資割合は34.3%で、筆頭株主である。）を保有している。この株式は、日本住宅公団が、昭和45年3月に多摩ニュータウン地区及びその周辺地区において、居住者等の利便に供する施設の建設及び管理運営を行わせるために出資を行って取得し、機構が承継したものである。

新都市センターの経営状況をみたところ、平成24年度末において、利益剰余金75億4884万余円を計上しているが、有利子負債の圧縮による財務基盤の強化や既存施設への設備投資による施設整備を図る必要があることを理由に、新都市センターは、設立以降一度も配当を行っていない。

なお、新都市センターは、機構を含めた株主から配当を行うよう要請されたことなどから、25年度決算において、総額4800万円（うち機構に対して1648万円）の配当を行っている。

(イ) 株式の処分に関する規定等

独立行政法人が行う出資は、国の一般会計や特別会計からの出資金を主な財源

として行われている。そのため、資金の有効活用を図るなどの観点から、3(2)イ(i)のとおり、出資後相当の期間が経過し、特定関連会社等において、出資対象事業が順調に実施され、利益剰余金が発生していて、独立行政法人が特定関連会社等の株式を全部又は一部処分したとしても、出資対象事業を継続していくことが可能となっているなどの場合、独立行政法人において、出資目的の達成状況を踏まえて、特定関連会社等の株式を処分することなどにより出資金の回収を図ることを十分に検討して適切な措置を執ることなどが求められる。

そこで、9独立行政法人において、どのような場合に特定関連会社等の株式を処分して出資金を回収するかなどの業務方法書等の規定の有無及びその内容についてみたところ、多くの独立行政法人では、業務方法書等において、出資目的を達成するなどして株式の全部又は一部を処分することが適当であると認められる場合には株式を処分するなどといった規定を設けていた。しかし、国際協力機構を除いて、出資金を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準等までは定めていなかった（巻末別表5参照）。

そして、9独立行政法人の出資先である192特定関連会社等の株式について、24年度末の実質価額（当該法人の純資産額に独立行政法人の出資割合を乗じて得た額）が出資額と比較してどのようになっているかみたところ、表10のとおりとなっていた。

表10 特定関連会社等の株式の実質価額（平成24年度末）（単位:法人、百万円）

独立行政法人名	実質価額と出資額の比較		特定関連会社等数	実質価額 (A)	出資額 (B)	差引 ((A) - (B))
	実質価額 ≥ <	出資額				
情報通信研究機構	≥		0	-	-	-
	<		2	564	800	△ 235
	小計		2	564	800	△ 235
国際協力機構	≥		3	30,058	15,639	14,418
	<		4	53,361	81,682	△ 28,320
	小計		7	83,420	97,321	△ 13,901
医薬基盤研究所	≥		0	-	-	-
	<		1	55	5,310	△ 5,254
	小計		1	55	5,310	△ 5,254
農業・食品産業技術総合研究機構	≥		0	-	-	-
	<		5	488	3,871	△ 3,382
	小計		5	488	3,871	△ 3,382
農畜産業振興機構	≥		10	13,705	4,542	9,163
	<		9	2,922	4,072	△ 1,149
	小計		19	16,628	8,614	8,013
情報処理推進機構	≥		2	827	800	27
	<		11	3,106	4,400	△ 1,293
	小計		13	3,933	5,200	△ 1,266
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	≥		11	118,886	116,477	2,408
	<		39	115,291	190,135	△ 74,843
	小計		50	234,178	306,612	△ 72,434
中小企業基盤整備機構	≥		17	11,811	10,955	856
	<		64	29,344	39,959	△ 10,614
	小計		81	41,155	50,914	△ 9,758
都市再生機構	≥		12	55,438	7,661	47,777
	<		2	297	4,600	△ 4,302
	小計		14	55,736	12,261	43,475
計	≥		55	230,727	156,076	74,651
	<		137	205,433	334,829	△ 129,395
	合計		192	436,161	490,905	△ 54,744

192特定関連会社等のうち55法人は株式の実質価額が出資額以上となっており、独立行政法人ごとの合計額でみると、特に、都市再生機構から業務委託等を受けている特定関連会社等の株式について、実質価額が出資額を大きく上回っていた（独立行政法人と関連法人との契約等の状況については、後述(3)参照）。

また、特定関連会社等の株式の中には、譲渡による株式の取得について特定関連会社等の取締役会の承認が必要とされるなどの株式の譲渡制限が設けられているものがある。

そこで、9独立行政法人の出資先である192特定関連会社等を対象として、特定関連会社等において株式の譲渡制限が設けられているかについて、独立行政法人が株式を全部又は一部処分したとしても出資対象事業を継続していくことが可能かという観点から、利益剰余金を計上している法人と、繰越欠損金を計上している法人に分けてみたところ、表11のとおり、利益剰余金を計上している73特定関連会社等のうち59法人において、株式の譲渡制限が設けられているなど、多数の特定関連会社等において株式の譲渡制限が設けられていた。

表11 特定関連会社等における株式の譲渡制限の状況（平成24年度末）（単位:法人）

	株式の譲渡が制限 されている法人	株式の譲渡が制限 されていない法人	計
利益剰余金を計上している特定関連会社等	59	14	73
繰越欠損金を計上している特定関連会社等	99	20	119
計	158	34	192

株式の譲渡制限は、好ましくない者が株式を取得して会社の運営が混乱することを防止するという利点があるとされているものの、一方で、独立行政法人が保有する株式の処分を行おうとする際に、取締役会の承認が得られなかったり、承認を得るのに時間を要したりなどして処分を迅速に行えない可能性もある。

(ウ) 全株式の譲渡又は清算が行われた特定関連会社等における出資金の回収状況

9独立行政法人が、設立されてから24年度までの間に、出資目的が達成されたなどとして全株式の譲渡を行ったり、期待された成果が上らなかったなどとして清算を行ったりした特定関連会社等は、93法人となっている。

そして、これらの特定関連法人等から株式を保有している間に受け取った配当金、株式の譲渡代金及び清算分配金（以下、これらを合わせて「回収金」という。）による出資金の回収状況についてみたところ、表12のとおりとなっていた。

表12 特定関連会社等の株式に係る回収金の状況（独立行政法人設立から平成24年度まで）
（単位：法人、百万円）

独立行政法人名	分類	特定関連会社等数注(1)	出資金累計額(A)	回収金(B)		差額(B)-(A)		回収金が全く得られなかった特定関連会社等数
				配当金収入累計額	譲渡代金、清算分配金	回収益	回収不能額	
情報通信研究機構	譲渡	2	700	-	141	-	△ 558	0
	清算	1	1,200	-	409	-	△ 790	0
	小計	3	1,900	-	550	-	△ 1,349	0
国際協力機構	譲渡	3	29,172	18,506	64,474	53,808	-	0
	清算	3	2,040	-	1,147	-	△ 892	0
	小計	6	31,213	18,506	65,622	53,808	△ 892	0
医薬基盤研究所	譲渡	0	-	-	-	-	-	0
	清算	14	23,116	-	242	-	△ 22,874	1
	小計	14	23,116	-	242	-	△ 22,874	1
農業・食品産業技術総合研究機構注(2)	譲渡	3	1,530	37	162	-	△ 1,330	0
	清算	39	23,807	-	1,053	-	△ 22,753	3
	小計	42	25,337	37	1,215	-	△ 24,084	3
農畜産業振興機構	譲渡	0	-	-	-	-	-	0
	清算	2	1,075	-	666	-	△ 408	1
	小計	2	1,075	-	666	-	△ 408	1
情報処理推進機構	譲渡	0	-	-	-	-	-	0
	清算	4	1,600	-	895	-	△ 704	1
	小計	4	1,600	-	895	-	△ 704	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	譲渡	0	-	-	-	-	-	0
	清算	2	29	-	12	-	△ 16	0
	小計	2	29	-	12	-	△ 16	0
中小企業基盤整備機構	譲渡	4	355	-	10	-	△ 345	3
	清算	15	5,123	-	2,235	-	△ 2,887	9
	小計	19	5,478	-	2,245	-	△ 3,232	12
都市再生機構	譲渡	1	200	-	200	-	-	0
	清算	0	-	-	-	-	-	0
	小計	1	200	-	200	-	-	0
計	譲渡	13	31,957	18,544	64,988	53,808	△ 2,234	3
	清算	80	57,991	-	6,662	-	△ 51,328	15
	合計	93	89,948	18,544	71,650	53,808	△ 53,562	18

注(1) 株式を段階的に譲渡したことにより、全株式を譲渡した際には、特定関連会社等ではなくなっていた法人を含む。

注(2) 農業・食品産業技術総合研究機構については、前身の独立行政法人である農業・生物系特定産業技術研究機構による回収金の実績を含む。

都市再生機構を除く8独立行政法人の89特定関連会社等については、出資金累計額から回収金を差し引いた結果、当該特定関連会社等に対する出資金に係る計535億余円の回収不能額が生じており、89特定関連会社等のうち、清算等が行われた際に債務超過になっていたことなどにより独立行政法人は回収金を得ることができなかつたため、出資金累計額の全てが回収不能額となっている状況が18特定関連会社等において見受けられた。これらの例として、医薬基盤研究所及び農業・食品産業技術総合研究機構による事業化へのリスクが高い研究開発の分野に係る出資について、その成果が事業化されなかつたことなどから回収不能額が多額となったものがあり、また、医薬基盤研究所の1特定関連会社等及び農業・食品産業技術総合研究機構の3特定関連会社等に対する出資について、出資金累計額の全てが回収不能額となっているものがある。

一方、全株式の譲渡が行われた国際協力機構の3特定関連会社等は、同機構が海

外投融資業務に関して保有していた当該特定関連会社等の株式について、簿価以上で譲渡できることが見込まれるなど出資金を回収できる条件が整ったことから株式を他の株主に譲渡することとしたもので、回収金が出資金累計額を計538億余円上回っていた。

(3) 独立行政法人と関連法人との契約等の状況

ア 関連法人との契約の状況

(ア) 契約を締結している関連法人の数、契約額等

検査の対象とした98独立行政法人が、20年度から24年度までの各年度において、独立行政法人の支出の原因となる契約（以下「支出原因契約」という。）及び収入の原因となる契約を締結している関連法人の数についてみたところ、表13のとおりとなっていた。

表13 独立行政法人が契約を締結している関連法人の状況 (単位：法人)

年度	関連法人と契約を締結した独立行政法人数		独立行政法人と契約を締結した関連法人数							
	対20年度割合		特定関連会社		関連会社		関連公益法人等		対20年度割合	
平成20	100.0%	29 (1)	155 (14)	20 (6)	100.0%	21 (6)	100.0%	114 (2)	100.0%	100.0%
21	96.5%	28 (1)	145 (14)	18 (5)	90.0%	20 (6)	95.2%	107 (3)	93.8%	93.5%
22	82.7%	24 (1)	125 (11)	18 (3)	90.0%	17 (5)	80.9%	90 (3)	78.9%	80.6%
23	72.4%	21 (1)	73 (15)	17 (4)	85.0%	18 (6)	85.7%	38 (5)	33.3%	47.0%
24	79.3%	23 (1)	76 (16)	19 (2)	95.0%	19 (9)	90.4%	38 (5)	33.3%	49.0%

注(1) 関連法人数には、少額随意契約又は不落・不調随意契約のみの関連法人を除く。

注(2) 括弧書きは、独立行政法人の収入の原因となる契約のみが締結されている法人で、内数である。

独立行政法人が契約を締結した特定関連会社及び関連会社の数は、いずれも横ばい傾向となっていた。これは、独立行政法人の中には、自らの業務目的を達成するために不可欠な附帯業務等を特定関連会社等に継続的に行わせている独立行政法人があることなどによると考えられる。なお、20年度に独立行政法人が契約を締結していた20特定関連会社及び21関連会社のうち、24年度まで毎年度契約を継続していたのは、それぞれ17特定関連会社及び13関連会社となっていた。また、関連公益法人等の数は、20年度の114法人から24年度の38法人と大幅に減少している。これは、3(1)のとおり、高齢・障害・求職者雇用支援機構において、それまで関連公益法人等への委託により実施していた業務を23年度以降は自ら実施することとし、同機構が有する関連公益法人等の数が減少したことなどによる。

また、24年度に関連法人と支出原因契約を締結した独立行政法人について、関連法人との支出原因契約の契約額等をみると、表14のとおりとなっていた。

表14 独立行政法人が支出原因契約を締結している関連法人の状況（平成24年度）

（単位：法人、百万円）

独立行政法人名	種別ごとの法人数・契約額						関連法人計		各独立行政法人計注(1)	全支出原因契約の契約額に占める関連法人との契約額の割合(d)/(e)
	特定関連会社		関連会社		関連公益法人等		法人数	契約額(d)=(a)+(b)+(c)		
	法人数	契約額(a)	法人数	契約額(b)	法人数	契約額(c)			契約額(e)	
国際協力機構	-	-	-	-	2	1,677	2	1,677	103,614	1.6%
科学技術振興機構	-	-	-	-	3	218	3	218	155,547	0.1%
理化学研究所	-	-	-	-	1	4,004	1	4,004	52,649	7.6%
宇宙航空研究開発機構	-	-	-	-	3	2,759	3	2,759	117,230	2.3%
日本芸術文化振興会	-	-	-	-	3	5,032	3	5,032	8,767	57.3%
海洋研究開発機構	-	-	-	-	1	3	1	3	33,328	0.0%
日本原子力研究開発機構	-	-	-	-	4	1,327	4	1,327	142,734	0.9%
高齢・障害・求職者雇用支援機構	-	-	-	-	1	3,044	1	3,044	18,490	16.4%
医薬基盤研究所	-	-	-	-	1	127	1	127	6,295	2.0%
国立がん研究センター	-	-	-	-	1	149	1	149	17,112	0.8%
農業・食品産業技術総合研究機構	1	18	-	-	-	-	1	18	11,485	0.1%
工業所有権情報・研修館	-	-	-	-	1	115	1	115	2,073	5.5%
製品評価技術基盤機構	-	-	-	-	2	204	2	204	4,100	4.9%
新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	-	-	-	3	1,537	3	1,537	21,569	7.1%
情報処理推進機構	-	-	1	4	-	-	-	4	2,665	0.1%
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	1,087	4	3,265	2	389	7	4,743	103,411	4.5%
中小企業基盤整備機構	-	-	1	559	-	-	1	559	21,632	2.5%
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	-	-	1	612	1	612	272,532	0.2%
水資源機構	-	-	-	-	1	125	1	125	35,266	0.3%
都市再生機構	13	225,751	4	92	2	173	19	226,016	475,806	47.5%
住宅金融支援機構	2	12,296	-	-	-	-	2	12,296	60,734	20.2%
国立環境研究所	-	-	-	-	1	164	1	164	8,177	2.0%
22独立行政法人計	17	239,153	10	3,921	33	21,666	60	264,740	1,675,226	

注(1) 「各独立行政法人計」欄は、関連法人との契約以外にも含めた当該独立行政法人が締結している全支出原因契約に係る合計額である。

注(2) 少額随意契約及び不落・不調随意契約は除いている。

独立行政法人が支出原因契約を締結した関連法人のうち特定関連会社は、60法人のうち17法人（28.3%）であるが、契約額で見ると2647億余円のうち2391億余円（90.3%）とほとんどを占める状況となっていた。

また、独立行政法人ごとに、全支出原因契約の契約額に占める関連法人との契約額の割合をみると、日本芸術文化振興会は50%を超えており、都市再生機構も47.5%と高くなっていた。また、契約額については、都市再生機構が計2260億余円と多額になっていた。

各独立行政法人は、これまでも、関連法人との契約の透明性を確保するために様々な取組を行ってきたが、全支出原因契約の契約額に占める関連法人との契約額の割合が高い独立行政法人を始めとして、関連法人と取引がある独立行政法人においては、引き続き契約の透明性を確保するための取組を継続する必要があると認められる。

(イ) 独立行政法人ごとの関連法人との契約の内訳

独立行政法人が支出原因契約を締結した各関連法人について、事業収入に占める独立行政法人との契約に基づく収入の割合を算定し、その割合別に年度ごとの関連法人の数の推移等をみたところ、表15のとおりとなっていた。

表15 関連法人の事業収入に占める独立行政法人との契約に基づく収入の割合

(単位：法人)

関連法人の種別 年度	特定関連会社					関連会社					関連公益法人等				
	平成20	21	22	23	24	20	21	22	23	24	20	21	22	23	24
契約額割合															
3分の2以上	8 (57.1%)	7 (53.8%)	7 (46.6%)	8 (61.5%)	9 (52.9%)	2 (13.3%)	2 (15.3%)	2 (16.6%)	2 (18.1%)	3 (30.0%)	76 (35) (67.8%)	63(27) (60.5%)	47(18) (54.0%)	18 (54.5%)	19 (57.5%)
3分の1以上 3分の2未満	2 (14.2%)	2 (15.3%)	2 (13.3%)	1 (7.6%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)	1 (7.6%)	2 (16.6%)	2 (18.1%)	1 (10.0%)	28(21) (25.0%)	36(24) (34.6%)	31(16) (35.6%)	11 (33.3%)	10 (30.3%)
3分の1未満	4 (28.5%)	4 (30.7%)	6 (40.0%)	4 (30.7%)	8 (47.0%)	11 (73.3%)	10 (76.9%)	8 (66.6%)	7 (63.6%)	6 (60.0%)	8(8) (7.1%)	5(5) (4.8%)	9(5) (10.3%)	4 (12.1%)	4 (12.1%)
計	14 (100.0%)	13 (100.0%)	15 (100.0%)	13 (100.0%)	17 (100.0%)	15 (100.0%)	注(1) 13 (100.0%)	12 (100.0%)	注(1) 11 (100.0%)	10 (100.0%)	112(64) (100.0%)	104(56) (100.0%)	87(39) (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)
全関連法人数	45	41	38	38	35	172	172	175	179	177	144	147	131	73	80

注(1) 関連会社の平成21年度及び23年度の法人数については、契約を締結しているが事業収入がない1法人を除いている。
 注(2) 「関連公益法人等」欄における平成20年度から22年度までに記載されている上段括弧書きは、高齢・障害・求職者雇用支援機構の22年度までの委託契約に係る関連公益法人等の数を除いた法人数である。
 注(3) 下段括弧書きは、当該年度における関連法人の種別ごとの全体に占める割合を示す。

特定関連会社については、独立行政法人からの収入の割合が3分の2以上の区分に該当する法人の数が、独立行政法人が支出原因契約を締結している特定関連会社の数全体の46.6%から61.5%までの比較的高い率でほぼ横ばいで推移している。この中には、独立行政法人と毎年度継続して締結する受託契約等を主要業務としている法人が見受けられた。

関連会社については、24年度における全関連会社177法人のうち、独立行政法人と支出原因契約を締結しているのが10法人と少なく、また、独立行政法人からの収入の割合が3分の1未満の区分に該当する関連会社の数が、独立行政法人が支出原因契約を締結している関連会社の数全体の60.0%から76.9%までとなっており、関連法人の種別の中で、事業収入に占める独立行政法人との契約に基づく収入の割合が最も低くなっていた。

関連公益法人等については、24年度において、独立行政法人からの収入の割合が3分の2以上の区分に該当する関連公益法人等の数が、独立行政法人が支出原因契約を締結した関連公益法人等全体の57.5%に当たる19法人であったが、このうち16法人は、独立行政法人が研究施設の運営を委託するなどしているもので、残りの3法人は、独立行政法人が研究業務を委託しているものであった。

事業収入に占める独立行政法人との契約に基づく収入の割合が高い特定関連会社や関連公益法人等の多くは、独立行政法人との契約が安定的な収入源となっていると認められることから、独立行政法人は、これらの関連法人との契約について、引き続き契約の透明性を確保するための取組を積極的に行っていく必要があると認められる。

(ウ) 契約方式別の契約の推移

98独立行政法人が締結している支出原因契約について、契約方式別の件数及び契約額の推移をみたところ、表16のとおりとなっていた。

表16 独立行政法人が締結している支出原因契約の契約方式別の件数及び契約額の推移
(単位：件、百万円)

年度	競争性のある契約								競争性のない契約		計	
	一般競争（価格競争）		一般競争（総合評価）		随意契約（企画競争）		随意契約（公募）		随意契約（特命等）			
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
平成20	37,814 (16,277)	902,092 (306,520)	1,381 (566)	312,117 (113,482)	8,153 (2,703)	310,711 (146,091)	8,404 (3,634)	144,395 (68,911)	19,324	586,152	75,076 (23,180)	2,255,468 (635,005)
21	39,121 (15,299)	795,329 (237,555)	1,906 (486)	347,703 (82,592)	8,164 (2,868)	308,320 (143,338)	10,694 (4,493)	170,304 (76,824)	17,807	488,732	77,692 (23,146)	2,110,390 (540,310)
22	38,338 (11,986)	794,835 (200,739)	3,817 (778)	491,973 (101,064)	7,063 (1,925)	261,165 (85,264)	8,968 (5,145)	158,690 (84,591)	12,868	502,280	71,054 (19,834)	2,208,946 (471,659)
23	36,831 (11,177)	841,817 (200,766)	3,134 (797)	389,398 (108,188)	6,455 (1,903)	223,755 (89,519)	8,546 (4,448)	149,987 (88,014)	10,187	428,277	65,153 (18,325)	2,033,237 (486,489)
24	35,937 (10,899)	814,205 (214,663)	4,557 (1,728)	694,970 (357,457)	5,561 (1,833)	211,675 (81,700)	11,281 (3,959)	285,861 (113,168)	9,730	415,075	67,066 (18,419)	2,421,788 (766,989)

注(1) 括弧書きは1者応札又は1者応募の件数及び契約額であり、各項目の件数及び契約額の内数である。

注(2) 少額随意契約及び不落・不調随意契約の件数及び契約額は除いている。

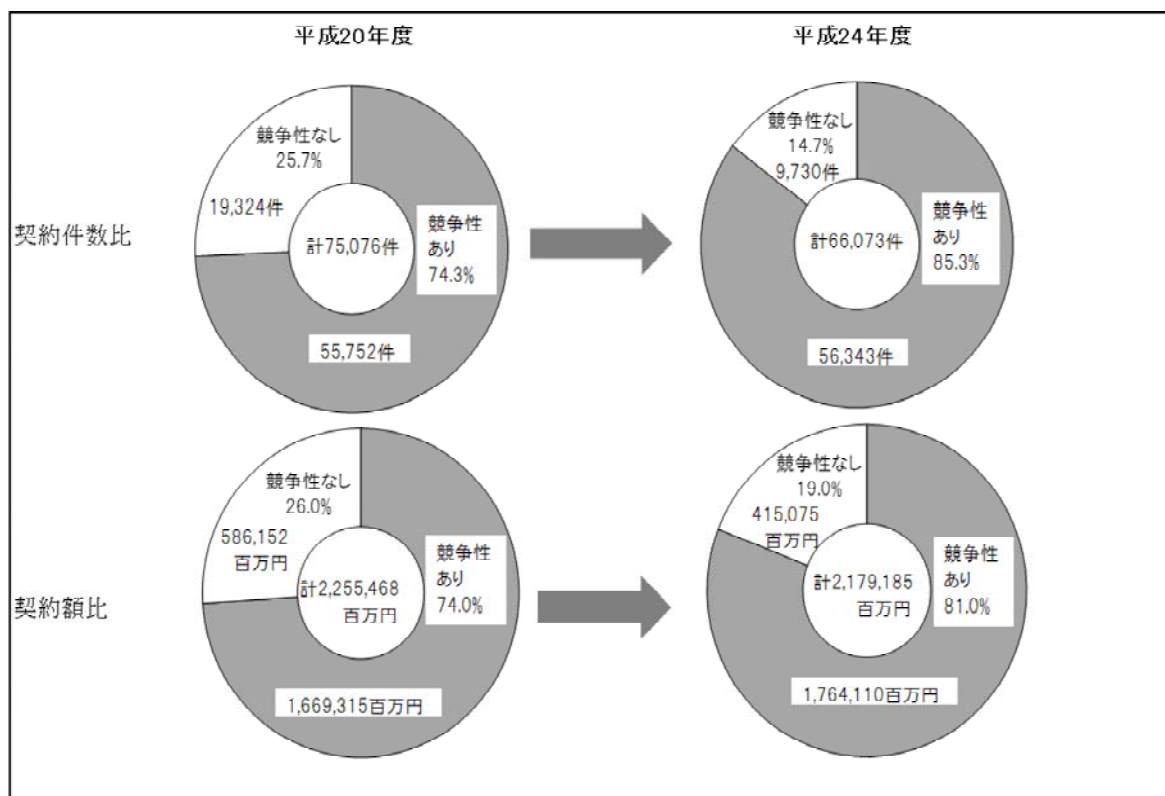
年度ごとの契約件数及び契約額について、24年度を20年度と比較すると、件数では75,076件から67,066件と10.6%減少している一方で、契約額は2兆2554億余円から2兆4217億余円と7.3%増加しており、1者応札又は1者応募の契約件数及び契約額についてもそれぞれ同様の減少傾向又は増加傾向が見受けられる。

契約件数が減少する一方で、契約額が増加しているのは、独立行政法人全体の24年度における契約額のうち、19.6%と最も高い割合を占める都市再生機構において、23年度まで賃貸住宅1戸ごとに少額随意契約で実施していた修繕等の契約を、24年度から工区ごとに3か年度又は6か年度の複数年度分を一括して一般競争（総合評価）により発注したことなどによる。そこで、この少額随意契約から変更された一般競争（総合評価）による契約の件数993件及び契約額2426億余円を、24年度における独立行政法人全体の一般競争（総合評価）の件数及び契約額から除き、件数及び契約額の合計について24年度を20年度と比較すると、件数では75,076件から66,073件、契約額では2兆2554億余円から2兆1791億余円と、それぞれ減少傾

向となっている。また、1者応札又は1者応募についても同様に減少傾向となっている。

そして、この都市再生機構による、少額随意契約から変更された一般競争（総合評価）による契約の件数及び契約額を除き、支出原因契約全体に占める競争性のある契約の割合について、24年度を20年度と比較すると、図3のとおり、件数比では74.3%が85.3%、契約額比では74.0%が81.0%となっており、件数は11.0ポイント、契約額は7.0ポイント増加している。

図3 独立行政法人全体の契約に占める競争性のある契約の割合



(注) 平成24年度の契約件数及び契約額からは、都市再生機構による少額随意契約から変更された一般競争（総合評価）の件数及び契約額を除いている。

次に、98独立行政法人が締結している支出原因契約のうち関連法人との間で締結している契約について、契約方式別の件数及び契約額の推移をみたところ、表17のとおりとなっていた（独立行政法人ごとの内訳については巻末別表6参照）。

表17 独立行政法人が関連法人との間で締結している支出原因契約の契約方式別の件数及び契約額の推移
(単位：件、百万円)

年度	競争性のある契約								競争性のない契約		計	
	一般競争（価格競争）		一般競争（総合評価）		随意契約（企画競争）		随意契約（公募）		随意契約（特命等）			
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
平成20	213 (149)	7,102 (5,376)	68 (55)	29,226 (28,097)	579 (347)	45,192 (30,335)	60 (49)	14,202 (6,394)	701	70,331	1,621 (600)	166,055 (70,205)
21	466 (206)	16,648 (6,300)	51 (34)	21,164 (18,506)	1,531 (339)	63,818 (43,281)	57 (51)	5,280 (5,242)	452	47,074	2,557 (630)	153,985 (73,330)
22	307 (161)	7,603 (5,795)	766 (143)	91,889 (33,323)	760 (100)	16,552 (9,211)	32 (27)	2,606 (2,569)	365	30,287	2,230 (431)	148,939 (50,900)
23	257 (88)	11,345 (8,200)	435 (131)	47,769 (16,981)	131 (24)	6,668 (4,915)	25 (20)	1,595 (1,557)	29	10,478	877 (263)	77,858 (31,654)
24	260 (68)	10,959 (7,477)	1,170 (492)	238,125 (188,347)	113 (23)	5,845 (3,482)	16 (14)	879 (851)	18	8,929	1,577 (597)	264,740 (200,158)

注(1) 括弧書きは1者応札又は1者応募の件数及び契約額であり、各項目の件数及び契約額の内数である。

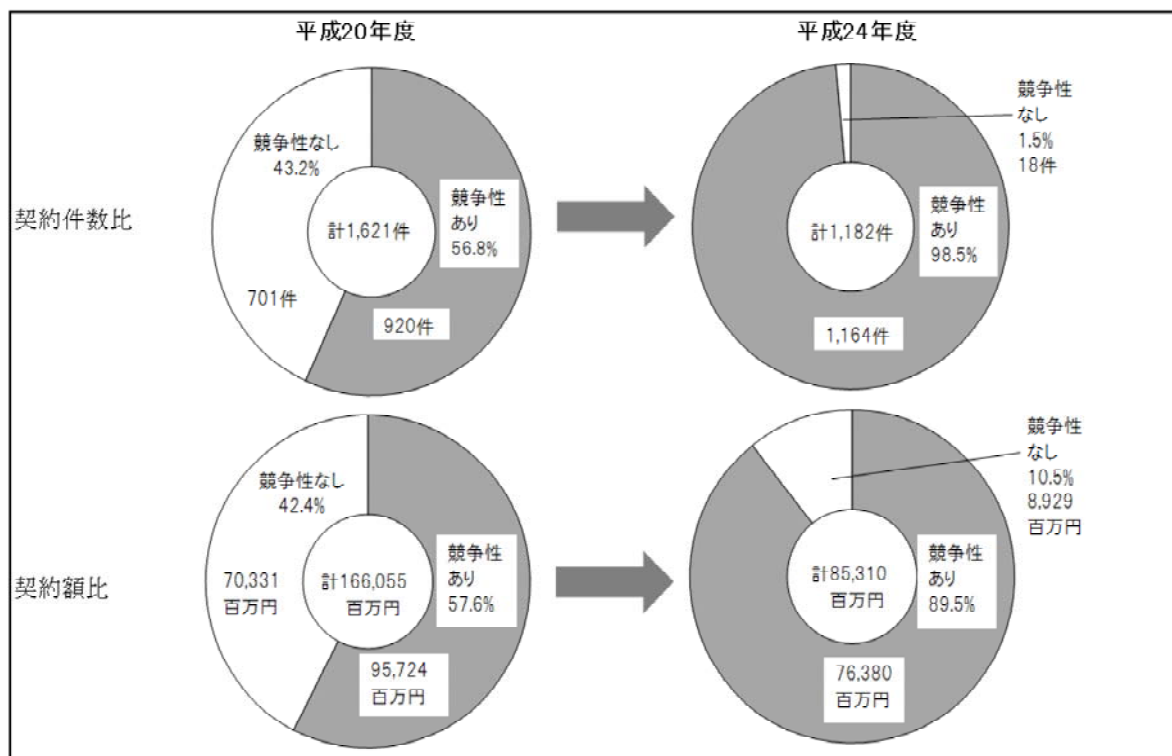
注(2) 少額随意契約及び不落・不調随意契約の件数及び契約額は除いている。

各年度の契約件数及び契約額について、24年度を20年度と比較すると、件数では1,621件から1,577件と2.7%減少している一方で、契約額は1660億余円から2647億余円と59.4%増加している。また、1者応札又は1者応募の契約件数及び契約額については、件数はほぼ横ばいであるものの、契約額は185.1%と大幅に増加している。

契約件数がほぼ横ばいである一方で、契約額が増加している主な理由は、都市再生機構における上記の少額随意契約から変更された一般競争（総合評価）により発注した業務を特定関連会社が受注したことによるものである。そこで、この少額随意契約から変更された一般競争（総合評価）による契約の件数395件及び契約額1794億余円を、24年度における独立行政法人全体の関連法人との間で締結している一般競争（総合評価）の件数及び契約額から除き、件数及び契約額の合計について24年度を20年度と比較すると、件数では1,621件から1,182件、契約額では1660億余円から853億余円と、それぞれ減少傾向となっている。また、1者応札又は1者応募についても同様に減少傾向となっている。

そして、この都市再生機構による、少額随意契約から変更された一般競争（総合評価）による契約の件数及び契約額を除き、支出原因契約全体に占める競争性のある契約の割合について、24年度を20年度と比較すると、図4のとおり、件数比では56.8%が98.5%、契約額比では57.6%が89.5%となっており、件数は41.7ポイント、契約額は31.9ポイント増加している。

図4 独立行政法人が関連法人と締結している契約に占める競争性のある契約の割合



(注) 平成24年度の契約件数及び契約額からは、都市再生機構による少額随意契約から変更された一般競争(総合評価)の件数及び契約額を除いている。

独立行政法人が締結する契約、特に、関連法人との間で締結する契約について、上記のように競争性のある契約方式による契約の占める割合が増加しているのは、1(5)のとおり、整理合理化計画に基づき、随意契約の見直しなどに取り組むなどして、競争性のある契約方式への移行が推進されたことなどによると考えられる。

(エ) 1者応札又は1者応募となっていた契約の状況

独立行政法人は、1(5)のとおり、「契約状況の点検・見直し」に基づいて、随意契約のほか、1者応札又は1者応募となっていた契約等について、点検及び見直しを行い、随意契約等見直し計画を策定することとなっている。そして、各独立行政法人は、随意契約等見直し計画において改善することとなった契約について、1者応札又は1者応募となった原因を分析して契約条件を見直すなど、競争性を確保するための様々な取組を行い、その改善状況を毎年公表している。

そこで、独立行政法人が関連法人との間で締結している支出原因契約のうち、24年度に1者応札又は1者応募であった契約であって、同じ内容の契約が25年度にも締結された契約47件(契約額47億余円)の改善状況をみたところ、25年度に複数応札又は複数応募となっていた契約は46件(契約額47億余円)で、これらの契

約における平均落札率は、24年度が96.0%であったのに対して、25年度は90.0%となっていた。この要因としては、公告期間の延長、関連業務を実施した実績のある者への情報提供、仕様の内容による分割、複数年度にわたる契約の導入、入札参加資格の拡大等の改善策が講じられて、応札者又は応募者が増加するなどした結果、平均落札率が低下したことによるものと考えられる。

なお、前記の表17のとおり、独立行政法人が関連法人との間で締結している支出原因契約のうち、1者応札又は1者応募の件数及び契約額について、24年度を20年度と比較すると、件数はほぼ変わらないものの、契約額は大幅に増加している。件数がほぼ変わっていないのは、1者応札又は1者応募であった契約について点検及び見直しが行われるなどして改善がなされる一方で、随意契約（特命等）から競争性のある契約方式に移行したものの1者応札又は1者応募となったものがあったことなどによると考えられる。また、件数がほぼ変わっていないのに、契約額が大幅に増加しているのは、1者応札又は1者応募の契約について、契約1件当たりの契約額が他の契約方式に比べて大きい一般競争（総合評価）の割合が増加していることなどによると考えられる。

(ウ) 契約方式の選定

1(5)のとおり、基本的方針によれば、各独立行政法人は、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとなっている。

独立行政法人が関連法人との間で締結する契約の中には、特定の公益法人等のみが所有する施設を使用する必要がある業務を当該公益法人等に委託する業務委託契約、あるいは、特定の研究開発の委託を行うために設置した公益法人等にその研究開発を委託する業務委託契約が見受けられる。

そして、このような契約は、随意契約（特命等）により行うことの合理性があると考えられるが、一部の独立行政法人において、このような契約について、公告、入札、公募等の手続が必要となる一般競争入札等の契約方式により行っている事態が見受けられた。

<事例5> 随意契約（公募）により契約を締結しているが、随意契約（特命等）によることの合理性があると考えられるもの

鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、機構の関連公益法人等であるフリーゲージトレイン技術研究組合との間で、平成22、23、24各年度にそれぞれ「フリーゲージトレインの開発研究」（3契約）及び「フリーゲージトレインの走行試験及び設備等の維持管理に関する業務委託契約」（3契約）の計6契約について、参加者の有無を確認する公募を経た後、随意契約（公募）を締結している。

しかし、この開発研究は、国土交通省の指導の下、機構が新幹線と在来線との直通運転を可能とすることを目的として行ってきたものであり、同組合は、フリーゲージトレイン（軌道可変電車）の早期実現を目指し、鉄道車両メーカー等の計12団体が組織され、14年に国土交通省が認可した技術研究組合である。

したがって、上記の開発研究及び走行試験等に係る業務委託内容の特殊性及び専門性が高く、同組合以外に契約の相手方となり得る者がおらず、随意契約（特命等）によることの合理性があると考えられる。

このように特殊性及び専門性が高い開発研究に係る業務委託であって契約相手方が特定されるなどの場合には、随意契約（特命等）によることの合理性があると考えられることから、随意契約等見直し計画に基づき一律に一般競争入札等に移行させるのではなく、透明性を確保しつつ、一般競争入札等に要する事務処理量の増加、契約締結や成果物納入までに必要となる期間等も勘案した上で、合理的な調達になるよう取り組むことが重要であると考えられる。

イ 契約監視委員会による随意契約等の点検及び見直しの状況

独立行政法人は、従来、契約の締結に当たっては、随意契約とする理由が妥当であるか、また、一般競争入札等の競争性があるとされている契約方式による場合であっても、入札又は公募の結果、1者応札又は1者応募となった契約について真に競争性が確保されていたかどうかについて、自らの契約担当部署等において確認を行っている。

そして、独立行政法人は、1(5)のとおり、「契約状況の点検・見直し」に基づいて、契約監視委員会を設置して、20年度に締結した契約のうち、随意契約、1者応札又は1者応募となった契約等について、点検及び見直しを行っている。そして、21年度以降に締結した契約の状況を20年度に締結した契約の状況と比較して、随意契約等見直し計画に基づき、随意契約がどの程度競争性のある契約方式に移行したか、あるいは、1者応札又は1者応募となった契約について、契約方式の変更だけでなく、仕様書の変更、参加条件の変更等の契約の条件がどの程度見直されたかなどについて公表を行っている。

上記の点検及び見直しの実施状況等について、契約監視委員会の設置要綱、議事録等に基づき確認したところ、各独立行政法人は、「契約状況の点検・見直し」において定められている共通の観点に基づき点検及び見直しを行っていた。そして、各独立行政法人において、随意契約等見直し計画の達成に向けて取り組んだ結果、競争性のない契約方式である随意契約（特命等）が競争性のある契約方式に移行している傾向となっており、契約監視委員会は一定の機能を果たしていると考えられる。

また、契約監視委員会は、21年度以降に新たに随意契約等として締結した契約についても、点検及び見直しの対象としている。このように、契約の競争性を確保するため、契約監視委員会を今後も引き続き活用することが重要であると考えられる。

ウ 関連法人における独立行政法人の役職員経験者の在職状況

1(3)アのとおり、独立行政法人の役職員経験者が他の法人の取締役会の構成員の過半数を継続的に占めているなどの場合、当該他の法人は関連法人に該当することがある。

また、独立行政法人は、会計基準第130に基づき、連結財務諸表において関連法人の役員の氏名を開示するとともに、当該役員が独立行政法人の役職員経験者である場合には、独立行政法人における最終職名を開示しなければならないこととなっている。

そこで、検査の対象とした98独立行政法人が24年度末において有する292関連法人（3(1)参照）において、同年度末に役員として在職している独立行政法人の役職員経験者の状況についてみたところ、表18のとおりとなっていた。

表18 関連法人における独立行政法人の役職員経験者の在職状況（平成24年度末）

(単位：人)			
関連法人の種別	全役員数 (a)	左のうち独立行政法人の役職員経験者数 (b)	全役員数に占める独立行政法人の役職員経験者数の割合 (b) / (a)
特定関連会社 (35法人)	251	70	27.8%
関連会社 (177法人)	1,620	62	3.8%
関連公益法人等 (80法人(注))	1,032	150	14.5%
うち事業収入に占める独立行政法人との取引額が3分の1以上かつ理事等のうち独立行政法人の役職員経験者の占める割合が3分の1以上である関連公益法人等 (8法人)	88	30	34.0%

(注) 「関連公益法人等」欄の80法人とは、複数の独立行政法人が同一の公益法人等を関連公益法人等としている場合には、当該公益法人等を複数の関連公益法人等として集計しているため、関連公益法人等の実数とは一致しない。

全役員数に占める独立行政法人の役職員経験者数の割合（以下「在職率」という。）を関連法人の種別ごとに比較すると、特定関連会社における在職率が関連会社及び関連公益法人等における在職率と比較して高くなっている。なお、35特定関連会社のうち12法人は、在職率が50%以上となっていた。

また、80関連公益法人等（22独立行政法人の関連公益法人等）のうち、事業収入に占める独立行政法人との取引額が3分の1以上かつ理事等のうち独立行政法人の役職員経験者の占める割合が3分の1以上となっている8関連公益法人等（4独立行政法人の関連公益法人等）の在職率についてみると、80関連公益法人等全体の14.5%よりも高い34.0%となっている。なお、当該8関連公益法人等のうち、独立行政法人との取引額が最も大きい法人（宇宙航空研究開発機構の1関連公益法人等）についてみると、事業収入29億余円のうち独立行政法人との取引額が23億余円（79.3%）、全役員10人のうち4人（40.0%）が独立行政法人の役職員経験者となっていた。

(4) 関連法人に係る情報開示等の状況

ア 特定関連会社に係る情報開示等

(ア) 特定関連会社の分類

独立行政法人が有する各特定関連会社について、会計基準において定められた特定関連会社に該当する条件ごとに分類したところ、表19のとおり、独立行政法人が議決権の過半数を所有していることにより特定関連会社に該当するとされた法人が大半を占めていた。このほか、独立行政法人及び特定関連会社が、出資又は投資を行い、多大な影響力を与えていると認められることにより特定関連会社に該当するとされた法人等が見受けられた。

表19 特定関連会社の分類

(単位：法人)

年度	特定関連会社	独立行政法人が議決権の過半数を所有していることによるもの（会計基準第107第2項(1)）	その他のもの
平成20	45(8)	39(7)	6(4)
21	41(7)	36(6)	5(4)
22	38(7)	33(6)	5(4)
23	38(7)	33(6)	5(4)
24	35(7)	30(6)	5(4)

(注) 各欄の括弧書きは、当該特定関連会社を有する独立行政法人の数である。括弧書きについては、異なる条件に該当する複数の特定関連会社を有している独立行政法人があるため、各欄の計と「特定関連会社」欄は一致しない。

(イ) 特定関連会社に係る情報開示の状況

1(3)イ(ア)のとおり、連結財務諸表を作成するに当たっては、原則として関連法人のうち特定関連会社を連結に含めることとなっている。ただし、特定関連会社であっても、その資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものは、連結の範囲に含めないことができることとなっている。そして、独立行政法人は、連結に含める特定関連会社を有する場合、連結財務諸表を作成しなければならないこととなっている。

また、1(3)イ(ウ)のとおり、独立行政法人は、連結財務諸表を作成する場合、関連法人情報を連結財務諸表において開示しなければならないこととなっている。

さらに、連結財務諸表を作成しない場合であっても、関連法人のうち関連公益法人等については、関連法人情報を個別財務諸表において開示することが求められている。一方、特定関連会社等の関連法人情報の取扱いについては、会計基準等において明文の規定が設けられていない。

24年度において、特定関連会社を有する7独立行政法人のうち、連結財務諸表を作成していたのは5独立行政法人、特定関連会社の重要性が乏しいとして連結財務諸表を作成していなかったのは2独立行政法人となっていた。

そして、特定関連会社の関連法人情報に係る情報開示の状況についてみたところ、連結財務諸表を作成している独立行政法人は、いずれも会計基準等に基づいて、連結財務諸表において情報開示を行っていた。

また、連結財務諸表を作成していない2独立行政法人のうち住宅金融支援機構は、同機構が有する特定関連会社の関連法人情報の有用性を踏まえた自主的な判断に基づき、個別財務諸表において情報開示を行っていた。一方、医薬基盤研究所は、特定関連会社であるディナバック研究所（前記の事例2参照）の資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいと判断して連結の範囲に含めていない。本来、連結の範囲からの除外に関する重要性の判断と、詳細な情報が含まれるべき附属明細書において開示される関連法人情報の有用性の判断は、1(3)イ(ウ)のとおり、異なった観点から行われる必要がある。しかし、17年度に医薬品医療機器総合機構から承継した当該特定関連会社に対する出資残高が53億余円と多額に上っていることなどから当該特定関連会社の関連法人情報は有用な情

報であると考えられるのに、会計基準等において明文の規定が設けられていないこと、及び連結の範囲に関して重要性が乏しいとする判断のみにより、関連法人情報の有用性が乏しいという判断を行ったことから、個別財務諸表において情報開示を行っていないかった。

このように、連結財務諸表を作成しない場合における特定関連会社の関連法人情報に係る情報開示については、情報の有用性を踏まえた自主的な判断に基づき、個別財務諸表において情報開示を行っている独立行政法人と、会計基準等において明文の規定が設けられていないなどのことから情報開示を行っていない独立行政法人があり、ばらつきが生じていた。そして、これと同様の状況が、関連会社についても見受けられた（後述3(4)イ(イ)参照）。

しかし、1(2)アのとおり、独立行政法人の会計は、国民その他の利害関係者の独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならないこととなっている。また、複数の独立行政法人間における財務諸表の比較可能性が確保された方が、財務諸表の有用性が高まると考えられる。

さらに、連結財務諸表を作成しない場合における特定関連会社等の関連法人情報に関しては、次の①及び②の点に留意する必要があると考えられる。

- ① 連結財務諸表を作成する場合には、特定関連会社等について、関連法人情報が連結財務諸表において開示されることとなっているが、連結財務諸表を作成しない場合には、特定関連会社等の関連法人情報の開示について会計基準等において明文の規定が設けられていないことから、開示されないおそれがあること
- ② 特定関連会社等の株式の状況については、個別財務諸表の「有価証券の明細」において「関係会社株式」として記載されるものの、記載される株式のうち、どの株式が特定関連会社の株式又は関連会社の株式であるかが明らかにならないこと

このような事態に鑑みれば、連結財務諸表を作成しない場合における特定関連会社等の関連法人情報について、情報開示の一層の促進に努める必要がある。

イ 関連会社に係る情報開示等

(7) 関連会社の分類

独立行政法人が有する各関連会社について、会計基準において定められた関連会社に該当する条件ごとに分類したところ、表20のとおり、独立行政法人及び特定関連会社が議決権の100分の20以上を実質的に所有していることにより関連会社に該当するとされた法人が大半を占めていた。このほか、議決権の所有割合が100分の20未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、独立行政法人の役員経験者等が代表取締役等に就任していることにより関連会社に該当するとされた法人等が見受けられた。

表20 関連会社の分類

(単位：法人)

年度	関連会社	独立行政法人及び特定関連会社が議決権の100分の20以上を実質的に所有していることによるもの（会計基準第118第3項(1)）	その他のもの
平成20	172(7)	165(7)	7(3)
21	172(7)	164(7)	8(4)
22	175(7)	168(7)	7(3)
23	179(7)	172(7)	7(3)
24	177(7)	170(7)	7(3)

(注) 各欄の括弧書きは、当該関連会社を有する独立行政法人の数である。括弧書きについては、異なる条件に該当する複数の関連会社を有している独立行政法人があるため、各欄の計と「関連会社」欄は一致しない。

(イ) 関連会社に係る情報開示の状況

1(3)イ(イ)のとおり、関連会社に対する出資について、連結財務諸表を作成する場合には、持分法を適用しなければならないこととなっており、また、連結財務諸表を作成しない場合には、個別財務諸表において持分法損益等の注記を行うこととなっている。

そこで、関連会社を有する各独立行政法人が、連結財務諸表を作成しない場合に持分法損益等の注記を行っているかについてみたところ、いずれも会計基準等に基づいて注記を行っていた。

さらに、関連会社を有する各独立行政法人における関連会社の関連法人情報に係る情報開示の状況についてみたところ、連結財務諸表を作成している独立行政法人は、いずれも会計基準等に基づいて、連結財務諸表において情報開示を行っていた。また、24年度において、連結財務諸表を作成していない3独立行政法人のうち、国際協力機構及び農畜産業振興機構は、両機構が有する関連会社の関連法

人情報の有用性を踏まえた自主的な判断に基づき、個別財務諸表において、情報開示を行っていた。一方、情報通信研究機構は、会計基準等において明文の規定が設けられていないことから、個別財務諸表において関連法人情報に係る情報開示を行っていなかった。このように、連結財務諸表を作成しない場合における関連会社の関連法人情報に係る情報開示については、3(4)ア(イ)に記述した特定関連会社の場合と同様に、ばらつきが生じていた。

ウ 関連公益法人等に係る情報開示等

(ア) 関連公益法人等の分類

独立行政法人が有する各関連公益法人等について、会計基準において定められた関連公益法人等に該当する条件ごとに分類したところ、表21のとおり、事業収入に占める独立行政法人との取引額が3分の1以上であること（以下「事業収入条件」という。）により関連公益法人等に該当するとされた法人が大半を占めていた。このほか、理事等のうち独立行政法人の役職員経験者の占める割合が3分の1以上であること（以下「理事等割合条件」という。）により、又は事業収入条件と理事等割合条件の両方に該当することにより関連公益法人等に該当するとされた法人等が見受けられた。

表21 関連公益法人等の分類

(単位：法人)

年度	関連公益法人等 注(1)	事業収入条件に該当するもの（事業収入条件と理事等割合条件の両方に該当するものを除く。） （会計基準第129第2項(2)に該当）	理事等割合条件に該当するもの（事業収入条件と理事等割合条件の両方に該当するものを除く。） （会計基準第129第2項(1)に該当）	事業収入条件と理事等割合条件の両方に該当するもの	その他のもの
平成20	144(30)	104(21)	11(5)	12(7)	17(5)
21	147(29)	105(20)	13(6)	11(6)	18(6)
22	131(26)	83(17)	12(7)	8(5)	28(6)
23	73(22)	40(14)	13(8)	6(4)	14(4)
注(2) 24	80(22)	48(15)	12(9)	8(4)	12(4)

注(1) 「関連公益法人等」欄は、複数の独立行政法人が同一の公益法人等を関連公益法人等としている場合には、当該公益法人等を複数の関連公益法人等として集計しているため、関連公益法人等の実数とは一致しない。

注(2) 平成24年度における関連公益法人等につき、該当する条件ごとの分類については巻末別表2参照。

注(3) 各欄の括弧書きは、当該関連公益法人等を有する独立行政法人の数である。括弧書きについては、異なる条件に該当する複数の関連公益法人等を有している独立行政法人があるため、各欄の計と「関連公益法人等」欄は一致しない。

このうち事業収入条件と理事等割合条件の両方に該当して、取引及び人事

の双方において独立行政法人と密接な関係にある関連公益法人等は、減少傾向にあるものの、24年度においても全80関連公益法人等のうちの1割に当たる8関連公益法人等が該当していた。

なお、23年度において関連公益法人等の数が大きく減少しているのは、3(1)のとおり、独法見直し方針に基づく事務・事業の見直しが行われたことなどによるものである。

(イ) 関連公益法人等に該当するかどうかの調査及び判断

独立行政法人が、取引先等の公益法人等について、関連公益法人等に該当するかどうかを判断するに当たっては、公益法人等の事業収入に占める独立行政法人との取引額の割合等を公益法人等に確認するなど、特定関連会社等に該当するかどうかを判断するときよりも広範な情報を収集する必要がある。

一方、1(3)イ(ウ)のとおり、関連法人情報についての会計監査人の監査において、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外となっており、関連公益法人等に該当するか否かの判断及び財務諸表に記載する関連公益法人等の網羅性についても、会計監査人の監査対象外となっている。

そこで、各独立行政法人が、関連公益法人等に該当するかどうかをどのように判断しているかについて確認したところ次のとおりとなっていた。

a 調査の対象とする公益法人等

関連公益法人等に該当するかどうかを判断するに当たって、どのような調査を行っているかについてみたところ、いずれの独立行政法人においても、公益法人等の事業収入、役員数、役員の職歴等について、調査票等の書面により確認することとしていたが、調査の対象とする公益法人等の範囲について、次のような事態が見受けられた。

98独立行政法人のうち41独立行政法人は、年度中に取引のあった全ての公益法人等を対象として、関連公益法人等に該当するかどうかを確認していたが、残りの57独立行政法人は、次の①から④までのとおり、契約額や年間取引額が一定の額を下回るなどの公益法人等を調査の対象としていなかった。

① 契約額が独立行政法人の設定した基準額（例：少額随意契約とされる限度額）を超える契約を締結した公益法人等のみを調査の対象としていた独立行

政法人 27法人

- ② 年間取引額が独立行政法人の設定した基準額（例：1000万円）を超える公益法人等のみを調査の対象としていた独立行政法人 12法人
- ③ 前年度以前に一度でも関連公益法人等に該当していたことのある公益法人等を調査の主な対象としていた独立行政法人 12法人
- ④ 年間取引額が独立行政法人の設定した基準を超えるか又は前年度以前に一度でも関連公益法人等に該当していたことのある全ての公益法人等を調査の主な対象としていた独立行政法人 6法人

b 公益法人等の事業収入等の判断

1(3)アのとおり、公益法人等の事業収入に占める独立行政法人との取引額が3分の1以上である場合（ただし、独立行政法人が交付する助成金等による収入が事業収入の3分の1以上を占めるために、これに該当することとなる場合を除く。）には、独立行政法人が当該公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当することとなっている。

そこで、各独立行政法人において、公益法人等の事業収入、独立行政法人との取引額、助成金等の額等を適切に判断しているかなどについてみたところ、5独立行政法人の取引先である5公益法人等において、次のような事態が見受けられた。

- ① 国民生活センター、産業技術総合研究所及び新エネルギー・産業技術総合開発機構は、これらの独立行政法人との取引額が事業収入の3分の1以上である公益法人等それぞれ1法人について、支払に対して相当の反対給付を受ける請負契約、不動産の購入契約及び研究開発に係る委託契約による公益法人等の事業収入であって、一般的には助成金等に該当しないと考えられるものを助成金等であると判断し、事業収入条件には当たらないとして、当該公益法人等は関連公益法人等に該当しないとしていた。
- ② 国立青少年教育振興機構は、同機構との取引額が事業収入の3分の1以上である1公益法人等について、当該公益法人等の財務諸表において「補助金等」の科目に計上されたものは、事業に係る収入であっても事業収入には該当しないとし、同機構からの受託契約による収入を事業収入でないと判断し、事

業収入条件には当たらないとして、当該公益法人等は関連公益法人等に該当しないとしていた。

- ③ 国立がん研究センターは、1公益法人等について、同センターとの取引額が事業収入の3分の1以上であることを契約部門において確認していたのに、その情報が財務諸表を作成する部門に伝達されなかったため、一部の年度の財務諸表において、当該公益法人等を関連公益法人等に該当しないものとしていた。

c 公益法人等に与える影響についての判断

1(3)アのとおり、公益法人等の事業収入に占める独立行政法人との取引額が3分の1以上であるなどの条件に該当する場合、独立行政法人が当該公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当することとなっている。

しかし、事例6のとおり、国際協力機構において、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されていないのに、同機構との取引額が事業収入の3分の1以上である公益法人等（24年度32法人）について、関連公益法人等に該当しないこととしている事態が見受けられた。

<事例6> 重要な影響を与えることができないことが明らかに示されていないのに関連公益法人等に該当しないとしていたもの

国際協力機構（以下「機構」という。）は、機構との人事等の関係、公益法人等の設立の経緯等を勘案して、機構との取引額が事業収入の3分の1以上である公益法人等の一部（平成24年度4法人）を関連公益法人等として、個別財務諸表において関連法人情報に係る情報開示を行っている。

そして、上記の公益法人等以外で、取引額が事業収入の3分の1以上である公益法人等（24年度32法人）については、機構と当該公益法人等との契約が競争性のある契約方式によることから、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかであると判断して、関連公益法人等に該当しないこととしていた（24年度の32法人の機構との取引額は、最も多い法人で4億7017万余円、最も少ない法人で388万余円。事業収入に占める割合が50%以上となっている法人は25法人、80%以上となっている法人は10法人）。

しかし、一般に、競争性のある契約方式によることのみをもって、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことを明らかに示しているとはいえないと考えられる。

(ウ) 関連公益法人等の関連法人情報に係る情報開示の状況

1(3)イ(ウ)のとおり、独立行政法人は、連結財務諸表を作成する場合、関連法人情報を連結財務諸表において開示しなければならないこととなっている。そして、連結財務諸表を作成しない場合であっても、関連公益法人等の関連法人情報については、個別財務諸表において開示することが求められている。

そこで、各独立行政法人が関連公益法人等に該当すると判断した公益法人等について、関連法人情報に係る情報開示が適切に行われているかについてみたところ、いずれも会計基準等に基づいて、上記の情報開示が行われていた。

エ 独立行政法人の監事等による監査及び財務諸表の信頼性の確保の状況

(ア) 監事が行う関連法人に対する調査

1(2)エのとおり、独立行政法人の監事は、独立行政法人の財務諸表の監査を行うこととなっている。独立行政法人の監事の権限等は、通則法において基本的な事項が規定されているが、その他の事項については、各独立行政法人が定める監事監査に関する内部規程（以下「監事監査規程等」という。）に委ねられている。このため、監事が、その職責を果たすために必要な事項は、各独立行政法人の監事監査規程等において明確にされていることが重要である。

そして、監事が行う関連法人に対する調査についても、通則法において特に定められていないため、独立行政法人等の監事が監事監査規程等を整備するに当たって参考にし、活用するものとして取りまとめられた「監事監査に関する参考指針について」（平成16年3月独立行政法人、特殊法人等監事連絡会策定）においては、監事は、必要があると認めるときは、子会社及び重要な関連会社に対して業務及び財産の状況の調査の協力を求めることができるものとなっている。

そこで、24年度末において特定関連会社を有する7独立行政法人について、監事監査規程等の整備状況及びその内容についてみたところ、全ての独立行政法人において監事監査規程等が整備されていたが、特定関連会社に対する調査について監事監査規程等において定めているのは、3独立行政法人のみであった。

なお、通則法については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号。以下「改正通則法」という。）が26年6月に成立しており、27年4月から施行されることとなっている。そして、これにより、監事及び会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人がその経営を支配

している法人として総務省令で定める子法人に対して、事業の報告又は会計に関する報告を求めたり、子法人の業務及び財産の状況の調査を行ったりすることができることとされ、監事及び会計監査人の調査権限が明確化されることとなっている。

(イ) 関連公益法人等の財務情報の信頼性

3(4)ウ(イ)のとおり、独立行政法人が、取引先等の公益法人等について関連公益法人等に該当するかどうかを判断するに当たっては、特定関連会社等に該当するかどうかを判断する際よりも広範な情報を収集する必要がある。

そして、独立行政法人は、関連公益法人等に該当するかどうかを判断して、関連公益法人等の関連法人情報に係る情報開示を行うに当たり、関連公益法人等の財務諸表を入手して利用している。

一方、1(3)イ(ウ)のとおり、関連法人情報についての会計監査人の監査において、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外となっている。

そこで、各独立行政法人において、関連公益法人等の財務諸表の内容の正確性についてどのような確認を行っているかみたところ、財務諸表に記載された数値間の整合性を確認したり、関連公益法人等のホームページ等で公開された財務諸表や定時総会招集通知に添付された財務諸表と一致していることを確認したりしていた。また、これに加えて、関連公益法人等の財務諸表に監査報告書が添付されている場合にその内容を確認したり、過年度の数値と比較して異常なかい離がある場合に関連公益法人等に問い合わせ原因分析を行ったりしている独立行政法人も見受けられた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

独立行政法人における関連法人の状況について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、独立行政法人から特定関連会社等への出資は独立行政法人の業務の目的に沿った適切なものとなっているか、独立行政法人が関連法人と締結している契約は競争性及び透明性が確保された適切なものとなっているか、関連法人に係る情報開示は財務状況の透明性が確保されるよう適切に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

ア 特定関連会社等への出資等の状況

(ア) 特定関連会社等への出資

特定関連会社等へ出資している独立行政法人は24年度末において9法人であり、出資先である特定関連会社等の数は192法人、また、これらの特定関連会社等に対する出資残高は計4909億余円となっていた（14～15ページ参照）。

(イ) 特定関連会社等に対する出資目的、出資対象事業の実施状況等

独立行政法人の出資先である特定関連会社等について、株式を処分して出資金を回収するなどの適切な措置を執る必要があると認められたり、出資対象事業が終了した後、特定関連会社等の行う事業が大きく変更されたりしている事態が見受けられた（15～19ページ参照）。

(ウ) 出資先である特定関連会社等の決算等の状況

9独立行政法人の出資先である192特定関連会社等について、24年度末における利益剰余金、繰越欠損金等の状況を確認したところ、利益剰余金を計上しているのは73特定関連会社等、繰越欠損金を計上しているのは119特定関連会社等であり、119特定関連会社等のうち10法人が債務超過となっていた。

また、特定関連会社等が保有している社債等の中には、投資先が債務不履行に陥ったために、時価が取得価額を大幅に下回っている社債や、時価が評価できない外債も見受けられた（19～24ページ参照）。

(エ) 独立行政法人に対する配当及び特定関連会社等からの出資金の回収状況

9独立行政法人の192特定関連会社等のうち、6独立行政法人の18特定関連会社等が配当を行った実績があり、6独立行政法人が受け取った配当金の累計額は、計1140億余円に上っていた。一方、利益を計上していても利益剰余金の額が少額であり配当を行う余力がないなどとしている特定関連会社等も見受けられた。

また、特定関連会社等に出資しているほとんどの独立行政法人は、特定関連会社等の株式を処分して出資金を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準等を定めていなかった（24～30ページ参照）。

イ 独立行政法人と関連法人との契約等の状況

(ア) 関連法人との契約の状況

20年度から24年度までの各年度末において独立行政法人と契約を締結している関連法人のうち、特定関連会社及び関連会社の数はいずれも横ばい傾向となっていたが、関連公益法人等の数は、独法見直し方針に基づく事務・事業の見直しが

行われたことなどにより、近年大幅に減少している。

独立行政法人と関連法人との間で締結している契約については、競争性のある契約方式による契約の占める割合が増加していた。

また、各独立行政法人は、独法見直し方針等に基づいて、合理的な調達を実施すべく様々な取組を行っているが、随意契約（特命等）によることの合理性があると考えられる契約について、公告、入札、公募等の手続が必要となる一般競争入札等に付しているものが見受けられた（30～38ページ参照）。

(イ) 契約監視委員会による随意契約等の点検及び見直しの状況

契約監視委員会は、20年度に締結した随意契約等に加え、21年度以降に新たに締結した随意契約等についても、点検及び見直しを行っていた（38～39ページ参照）。

(ウ) 関連法人における独立行政法人の役職員経験者の在職状況

全役員数に占める独立行政法人の役職員経験者数の割合である在職率を関連法人の種別ごとに比較すると、特定関連会社における在職率が、関連会社及び関連公益法人等における在職率と比較して高くなっているなどの状況が見受けられた（39～40ページ参照）。

ウ 関連法人に係る情報開示等の状況

(ア) 特定関連会社等に係る情報開示の状況

独立行政法人は、会計基準に基づき、連結財務諸表において、関連法人情報を開示しなければならないこととなっているが、連結財務諸表を作成しない場合における特定関連会社等の関連法人情報に係る情報開示については、情報の有用性を踏まえた自主的な判断に基づき、個別財務諸表において情報開示を行っている独立行政法人と、会計基準等において明文の規定が設けられていないなどのことから情報開示を行っていない独立行政法人があり、ばらつきが生じていた（40～44ページ参照）。

(イ) 関連公益法人等に係る情報開示等

独立行政法人が、取引先等の公益法人等について、関連公益法人等に該当するかどうかを判断するに当たって、調査の対象とする公益法人等の範囲を限定していたり、公益法人等の事業収入、独立行政法人との取引額、助成金等の額等を適切に判断していなかったり、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な

影響を与えることができないことが明らかには示されていないのに、重要な影響を与えることができないことが明らかであると判断したりするなどして、関連公益法人等に該当しないとしていた独立行政法人が見受けられた（44～48ページ参照）。

(ウ) 独立行政法人の監事等による監査の状況

24年度末において特定関連会社を有する7独立行政法人は、監事監査規程等を整備していたものの、特定関連会社に対する調査について監事監査規程等において定めていたのは、7独立行政法人のうち3独立行政法人のみとなっていた（48～49ページ参照）。

(2) 所見

独立行政法人は、国の一般会計や特別会計からの出資金を主な財源として、関連法人に対して多額の出資を行ったり、国から独立行政法人に対して毎年度交付されている運営費交付金を主な財源として、物品、役務等の調達を行って、その対価を支払ったりなどしている。

以上の検査の状況を踏まえて、独立行政法人及び関連法人における業務運営のより経済的、効率的及び効果的な実施を図るため、独立行政法人においては次の点に十分留意すること、主務府省においては独立行政法人が十分留意することとなるよう引き続き努めていくことが必要である。

ア 特定関連会社等への出資等について

- (ア) 出資後相当の期間が経過し、特定関連会社等において、出資対象事業が順調に実施され、利益剰余金が発生していて、独立行政法人が特定関連会社等の株式を全部又は一部処分したとしても出資対象事業を継続していくことが可能となっているなどの場合、出資目的の達成状況を踏まえて、特定関連会社等の株式を処分することなどにより出資金の回収を図ることを十分に検討して適切な措置を執ること、また、特定関連会社等の行う事業が大きく変更されるような場合、その後の出資金の回収についての見通しなどを踏まえつつ、慎重に対応を検討すること
- (イ) 特定関連会社等が投資目的で保有する有価証券に損失が生ずることにより独立行政法人からの出資金が毀損される結果となることを極力回避するように、出資者として、特定関連会社等に適切な運営等を求めること
- (ウ) 特定関連会社等の株式を処分して出資金を回収するかどうかを判断するための

具体的な判断基準等を定め、これに基づいて出資金の回収を行うことにより資金の有効活用を図ること

イ 独立行政法人と関連法人との契約について

契約方式の選定に当たって、契約の競争性及び透明性が真に確保されているかどうかについて一層留意するとともに、随意契約（特命等）によることの合理性があると考えられる契約については、一律に一般競争入札等に移行させるのではなく、透明性を確保しつつ、一般競争入札等に要する事務処理量の増加、契約締結や成果物納入までに必要となる期間等も勘案した上で、合理的な調達になるよう取り組むこと

ウ 関連法人に係る情報開示について

(ア) 独立行政法人における財務報告の目的を踏まえて、連結財務諸表を作成しない場合における特定関連会社等の関連法人情報について、情報開示の一層の促進に努めること

(イ) 会計基準等の趣旨や企業会計での取扱いを踏まえた会計基準等の適正な解釈に基づき、関連公益法人等に該当するかどうかの調査及び判断を適切に行うこと

会計検査院としては、独立行政法人が多額の国費を財源として業務運営を行っており、その徹底した効率化、透明化等を図ることが求められていること、さらに、27年4月に施行される改正通則法により、独立行政法人の業務運営の一層の適正化が求められていることを踏まえつつ、独立行政法人及び関連法人における業務の状況等について、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

別表1 関連法人に該当すると判断した法人の数及びそれらの関連法人を有する独立行政法人の数
(単位：法人)

独立行政法人名	特定関連会社					関連会社					関連公益法人等（注）				
	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
北方領土問題対策協会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
情報通信研究機構	-	-	-	-	-	2	2	2	2	2	-	-	-	-	-
国際協力機構	-	-	-	-	-	14	13	13	12	11	6	6	6	4	4
国際交流基金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-
防災科学技術研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-
科学技術振興機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	4	3	3
理化学研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	1	1
宇宙航空研究開発機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	3	3	4
日本芸術文化振興会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	3	3	3
海洋研究開発機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	1	1	1
日本原子力研究開発機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	7	6	5
高齢・障害・求職者雇用支援機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	48	48	3	3
福祉医療機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
労働者健康福祉機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	2	2
医薬基盤研究所	3	3	2	1	1	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
国立がん研究センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2
農業・食品産業技術総合研究機構	9	7	5	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業生物資源研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-
森林総合研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-	-
農畜産業振興機構	-	-	-	-	-	21	20	19	19	19	6	6	6	6	6
工業所有権情報・研修館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
産業技術総合研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	-	-
製品評価技術基盤機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	3	-	3
新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	27	24	21	27
情報処理推進機構	1	1	1	1	1	13	13	13	13	12	-	-	-	-	-
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	9	9	9	10	8	24	29	35	42	45	3	3	3	3	2
中小企業基盤整備機構	3	3	3	3	3	86	84	83	81	78	2	1	1	1	1
航海訓練所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
水資源機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	1	1
都市再生機構	16	16	16	16	15	12	11	10	10	10	9	9	8	8	7
住宅金融支援機構	3	2	2	2	2	-	-	-	-	-	2	2	1	1	-
国立環境研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
計	45	41	38	38	35	172	172	175	179	177	144	147	131	73	80
独立行政法人数	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	30	29	26	22	22

(注) 「関連公益法人等」の「計」欄は、複数の独立行政法人が同一の公益法人等を関連公益法人等としてしている場合には、当該公益法人等を複数の関連公益法人等として集計しているため、関連公益法人等の実数とは一致しない。

別表2 80関連公益法人等の一覧（平成24年度末）

独立行政法人名	関連公益法人等名	分類		
		事業収入条件	理事等割合条件	その他
北方領土問題対策協会	(社) 千島歯舞諸島居住者連盟	○		
国際協力機構	(社) 青年海外協力協会	○		
	(社) 協力隊を育てる会	○		
	独立行政法人国際協力機構国際協力共済会		○	
	独立行政法人国際協力機構厚生会		○	
科学技術振興機構	(社) 新技術協会	○		
	(財) 全日本地域研究交流協会	○		
	(社) 科学技術国際交流センター	○		
理化学研究所	(財) 高輝度光科学研究センター	○		
宇宙航空研究開発機構	(財) 航空宇宙技術振興財団	○		
	(財) 日本宇宙フォーラム	○		
	(財) リモート・センシング技術センター	○	○	
	(財) 日本宇宙少年団		○	
日本芸術文化振興会	(財) 国立劇場おきなわ運営財団	○		
	(財) 新国立劇場運営財団	○		
	(財) 文楽協会	○		
海洋研究開発機構	(財) 日本海洋科学振興財団		○	
日本原子力研究開発機構	(財) 高度情報科学技術研究機構	○	○	
	(財) 放射線計測協会	○	○	
	(財) 放射線利用振興協会	○	○	
	(財) 原子力弘済会	○	○	
	(財) 日本クリーン環境推進機構		○	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	労働関係法人厚生年金基金 注(1)		○	
	雇用支援機構健康保険組合		○	○
	(財) SK総合住宅サービス協会	○		
労働者健康福祉機構	労働者健康福祉機構健康保険組合		○	
	労働関係法人厚生年金基金 注(1)		○	
医薬基盤研究所	(社) 予防衛生協会	○		
国立がん研究センター	(財) がん研究振興財団		○	
	特定非営利活動法人がん臨床研究機構	○		
農畜産業振興機構	(財) 畜産生物科学安全研究所			○
	(財) 日本食肉流通センター			○
	(財) 日本食肉消費総合センター			○
	(財) 日本食肉生産技術開発センター			○
	(財) 加古川食肉公社			○
	(財) 奈良県食肉公社			○
工業所有権情報・研修館	(財) 日本特許情報機構	○		
製品評価技術基盤機構	(財) 電気工事技術講習センター	○		
	全日本電気工業工業組合連合会	○		
	株式会社全日電工連総合サービス			○
新エネルギー・産業技術総合開発機構	(財) バイオインダストリー協会	○		
	(社) バイオ産業情報化コンソーシアム	○		
	(財) 国際超電導産業技術研究センター	○		
	技術研究組合NMEMS技術研究機構	○		
	技術研究組合FC-Cubic	○		
	技術研究組合次世代パワーエレクトロニクス研究開発機構	○		
	技術研究組合次世代レーザー加工技術研究所	○		
	技術研究組合単層CNT融合新材料研究開発機構	○		
	技術研究組合超先端電子技術開発機構	○		
	技術研究組合BEANS研究所	○		
	技術研究組合リチウムイオン電池材料評価研究センター	○		
	エビゲノム技術研究組合	○		
	海外水循環ソリューション技術研究組合	○		
	幹細胞評価基盤技術研究組合	○		
	次世代化学材料評価技術研究組合	○		
	次世代天然物化学技術研究組合	○		
	次世代プリントドエレクトロニクス技術研究組合	○		
	自然免疫制御技術研究組合	○		
	触媒技術研究組合	○		
	水素供給・利用技術研究組合	○		

独立行政法人名	関連公益法人等名	分類		
		事業収入条件	理事等割合条件	その他
新エネルギー・産業技術総合開発機構	太陽光発電技術研究組合	○		
	超低電圧デバイス技術研究組合	○		
	バイオエタノール革新技術研究組合	○		
	バイオテクノロジー開発技術研究組合	○		
	バイオプラント製造技術研究組合	○		
	特定非営利活動法人ウェアラブル環境情報ネット推進機構	○		
	特定非営利活動法人環境テクノロジーセンター	○		
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	(財) 石油開発情報センター		○	
	(財) 国際鉱物資源開発協力協会		○	
中小企業基盤整備機構	(財) 企業共済協会	○		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	フリーゲージトレイン技術研究組合	○		
水資源機構	(財) 愛知・豊川用水振興協会	○	○	
都市再生機構	(財) 茨城住宅管理協会	○	○	
	(財) 住宅管理協会	○	○	
	(財) 関西文化学術研究都市推進機構			○
	(財) 都市農地活用支援センター			○
	(財) ケーブルシティ横浜			○
	(財) 首都圏ケーブルメディア			○
	(財) 都市再生共済会		○	
国立環境研究所	(財) 地球・人間環境フォーラム	○		

注(1) 労働関係法人厚生年金基金は、高齢・障害・求職者雇用支援機構及び労働者健康福祉機構の両独立行政法人の関連公益法人等である。

注(2) 関連公益法人等名の(社)は、一般社団法人、公益社団法人等を指し、(財)は、一般財団法人、公益財団法人等を指す。

別表3 出資先である特定関連会社等の一覧（平成24年度末）（単位：百万円、株）

独立行政法人名	特定関連会社等名	種別	最初の出資年注(1)	出資残高	発行済株式数	独立行政法人の保有株式数	配当金収入累計額注(2)	
情報通信研究機構	株式会社北陸メディアセンター	関連会社	平成5年	350	16,640	7,000	-	
	株式会社デジタルスキップステーション	関連会社	平成9年	450	23,560	9,000	-	
	スマートラブル株式会社	関連会社	平成7年	5,701	267,017	114,032	-	
国際協力機構	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	関連会社	昭和54年	2,772	4,620,000	1,386,000	39,154	
	サウディ石油化学株式会社	関連会社	昭和56年	10,537	11,360,000	4,215,000	48,999	
	カブコジャパン投資株式会社	関連会社	平成2年	2,330	100,478	46,606	4,673	
	日本アサハアルミニウム株式会社	関連会社	昭和50年	49,992	199,970,000	99,985,000	1,269	
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	関連会社	昭和53年	25,760	114,700,000	51,520,000	2,194	
	The First MicroFinanceBank Ltd.	関連会社	平成24年	228	135,150,080	24,000,000	-	
	株式会社ディナベック研究所	特定関連会社	平成7年	5,310	164,020	106,200	-	
医薬基盤研究所	株式会社愛媛柑橘資源開発研究所	特定関連会社	平成6年	556	16,000	11,120	-	
	マイウッド株式会社	特定関連会社	平成7年	851	24,380	17,020	-	
	株式会社いらご研究所	特定関連会社	平成8年	698	22,000	13,960	-	
	株式会社植物ディー・エヌ・エー機能研究所	特定関連会社	平成12年	1,166	34,220	23,320	-	
	新農業機械実用化促進株式会社	特定関連会社	平成5年	600	25,770	12,000	-	
農業・食品産業技術総合研究機構	株式会社北海道畜産公社	関連会社	昭和46年	1,053	479,763	105,320	-	
	株式会社秋田県食肉流通公社	関連会社	昭和55年	320	131,970	32,000	-	
	株式会社山形県食肉公社	関連会社	昭和57年	643	277,988	64,300	-	
	株式会社群馬県食肉卸売市場	関連会社	平成5年	505	138,863	30,100	-	
	株式会社全日本農協畜産公社	関連会社	昭和54年	100	800,000	200,000	-	
	株式会社山梨県食肉流通センター	関連会社	平成4年	120	8,400	2,400	-	
	株式会社富山食肉総合センター	関連会社	平成3年	513	38,922	10,260	-	
	株式会社鳥取県食肉センター	関連会社	昭和59年	360	116,000	36,000	-	
	株式会社島根県食肉公社	関連会社	昭和56年	330	129,700	33,000	-	
	株式会社香川県畜産公社	関連会社	昭和62年	313	22,600	6,272	-	
	JAえひめアイパックス株式会社	関連会社	昭和55年	750	230,000	75,000	-	
	株式会社熊本畜産流通センター	関連会社	昭和62年	400	16,510	4,000	-	
	株式会社大分県畜産公社	関連会社	昭和53年	500	202,941	50,000	-	
	株式会社ミヤチク	関連会社	昭和47年	459	201,427	45,900	-	
	南九州畜産興業株式会社	関連会社	昭和38年	210	490,000	210,000	-	
	株式会社JA食肉かごしま	関連会社	昭和55年	142	60,200	14,200	-	
	株式会社沖縄県食肉センター	関連会社	昭和55年	366	3,318,230	915,000	-	
	よつ葉乳業株式会社	関連会社	昭和48年	900	31,000	9,000	75	
	四国乳業株式会社	関連会社	昭和43年	630	2,120,510	630,000	-	
	情報処理推進機構	株式会社北海道ソフトウェア技術開発機構	関連会社	平成3年	400	18,948	8,000	-
		株式会社ソフトウェアアカデミーあおもり	関連会社	平成3年	400	18,000	8,000	-
		株式会社岩手ソフトウェアセンター	関連会社	平成6年	400	25,570	8,000	-
		株式会社仙台ソフトウェアセンター	関連会社	平成5年	400	25,560	8,000	2
株式会社いばらきIT人材開発センター		関連会社	平成3年	400	17,160	8,000	-	
株式会社システムソリューションセンターとちぎ		関連会社	平成5年	400	24,800	8,000	1	
株式会社石川県IT総合人材育成センター		特定関連会社	平成2年	400	15,400	8,000	-	
株式会社名古屋ソフトウェアセンター		関連会社	平成2年	400	21,460	8,000	-	
株式会社広島ソフトウェアセンター		関連会社	平成3年	400	32,600	8,000	-	
株式会社山口県ソフトウェアセンター		関連会社	平成4年	400	16,328	8,000	-	
株式会社福岡ソフトウェアセンター		関連会社	平成4年	400	20,940	8,000	-	
熊本ソフトウェア株式会社		関連会社	平成2年	400	19,623	8,000	-	
株式会社宮崎県ソフトウェアセンター		関連会社	平成6年	400	18,000	8,000	-	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		ケージーウリアガール石油開発株式会社	特定関連会社					19,020
	ケージーバボ石油開発株式会社	特定関連会社					10,700	
	インベックス北カスピ海石油株式会社	関連会社					539,800	
	ITOCHU Oil Exploration (BTC) Inc.	関連会社					41,567,000	
	インベックス北カンボス沖石油株式会社	関連会社	平成17年注(3)	72,108注(3)	88,507,534注(3)		75,520	
	インベックスマセラアラフラ海石油株式会社	関連会社					498,920	
	ケージーペラウ石油開発株式会社	関連会社					34,600	
	日石ペラウ石油開発株式会社	関連会社					112,780	
	モエコ南西ベトナム石油株式会社	関連会社					46,644	
	モエコベトナム石油株式会社	関連会社					69,540	
	Idemitsu E&P Shetland Ltd.	関連会社	平成21年	504	5,514,000	3,814,000	-	
	INPEX UK LIMITED	関連会社	平成20年	1,753	24,020,000	11,620,000	-	
	Mitsui E&P Ghana Keta Limited	関連会社	平成20年	3,469	55,526	40,649	-	
	Mitsui E&P Mozambique Area 1 Limited	関連会社	平成20年	35,711	569,131	423,150	-	
	MOEX Gulf of Mexico Corporation	関連会社	平成20年	6,647	90,784	65,880	-	
	コスモアシュモア石油株式会社	関連会社	平成20年	580	61,940	11,600	-	
	シエロナミビアオイルアンドガス株式会社	関連会社	平成19年	3,052	45,642	30,521	-	
	JX日鉱日石半島マレーシア石油開発株式会社	関連会社	平成21年	2,498	91,260	49,960	-	
	帝石スリナム石油株式会社	関連会社	平成20年	6,274	145,153	62,740	-	
	マレーイ石油株式会社	関連会社	平成20年	1,300	70,374	26,014	-	
モエコ・ソンホン石油株式会社	関連会社	平成20年	1,654	53,040	33,080	-		
日本北イルクーツ石油株式会社	特定関連会社	平成19年	17	340	340	-		
日本東シベリア石油株式会社	特定関連会社	平成20年	12	240	240	-		
日本南サハ石油株式会社	特定関連会社	平成21年	17	340	340	-		
インベックス北東ブラジル沖石油株式会社	関連会社	平成22年	11,865	324,800	237,300	-		

独立行政法人名	特定関連会社等名	種別	最初の出資年注(1)	出資残高	発行済株式数	独立行政法人の保有株式数	配当金収入累計額注(2)	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	日本カラボボ石油株式会社	関連会社	平成22年	640	1,642,918	640,918	-	
	CIECO E&P(Faroe)Limited	関連会社	平成22年	1,455	15,461,115	10,940,114	-	
	MPDC NGUMA LIMITED	関連会社	平成22年	2,064	55,901	25,900	-	
	新日石クローン石油開発株式会社	関連会社	平成22年	7,876	223,520	157,520	-	
	株式会社ジャベックスグラフ	関連会社	平成23年	12,028	309,290	120,280	-	
	インベックス西コンゴ石油株式会社	関連会社	平成23年	2,461	67,840	49,220	-	
	Nippon Oil Exploration(Niugini)Pty Ltd.	関連会社	平成23年	4,614	82,389	57,336	-	
	JAPAN ENERGY E&P AUSTRALIA PTY LTD	関連会社	平成23年	3,165	74,562,339	39,376,000	-	
	Diamond Resources Exmouth Pty Ltd.	関連会社	平成23年	3,420	56,460,002	41,360,000	-	
	JX日鉱日石サラワク陸上石油開発株式会社	関連会社	平成23年	6,264	225,280	125,280	-	
	モエコツナ石油株式会社	関連会社	平成23年	1,050	71,700	37,500	-	
	グリーンランド石油開発株式会社	関連会社	平成23年	687	1,157,288	687,288	-	
	インベックスパバルスラル石油株式会社	関連会社	平成23年	1,613	44,300	32,260	-	
	パンパシフィックエネルギー株式会社	関連会社	平成24年	5,461	214,480,826	67,690,657	-	
	INPEX Gulf of Mexico Co., Ltd.	関連会社	平成24年	3,663	64,860	43,850	-	
	新潟石油共同備蓄株式会社	関連会社	昭和52年	2,660	10,640,000	5,320,000	-	
	北海道石油共同備蓄株式会社	関連会社	昭和54年	10,290	2,058,000	1,029,000	-	
	大分液化ガス共同備蓄株式会社	関連会社	昭和60年	3,050	122,000	61,000	-	
	鹿島液化ガス共同備蓄株式会社	関連会社	平成4年	3,510	140,400	70,200	-	
	INPEX Gas British Columbia Ltd.	関連会社	平成24年	39,999	1,043,488,592	468,455,497	-	
	深海資源開発株式会社	特定関連会社	昭和57年	138	114,455	86,790	-	
	住鉱ソロモン探鉱株式会社	関連会社	平成22年	120	8,000	2,400	-	
	ITC Platinum Development Ltd.	関連会社	平成22年	4,215	280,626,879	52,617,540	-	
	日伯ニオブ株式会社	関連会社	平成23年	18,651	900,320	225,080	2,716	
	日豪レアアース株式会社	特定関連会社	平成23年	20,047	174,950,000	164,453,000	822	
	中小企業基盤整備機構	株式会社さがみはら産業創造センター	関連会社	平成11年	1,135	47,890	22,700	1
		株式会社さかい新事業創造センター	関連会社	平成14年	830	34,080	16,600	-
神戸都市振興サービス株式会社		関連会社	平成12年	5,400	2,894,000	1,080,000	-	
株式会社テクノインキュベーションセンター		関連会社	平成12年	535	21,400	10,700	-	
津山地域振興開発株式会社		関連会社	平成11年	1,500	60,020	30,000	-	
株式会社町田まちづくり公社		関連会社	平成11年	1,500	40,322	15,000	-	
足立市街地開発株式会社		関連会社	平成12年	2,000	103,720	40,000	-	
北九州紫川開発株式会社		関連会社	平成12年	1,500	124,500	30,000	3	
明石地域振興開発株式会社		関連会社	平成12年	3,000	144,628	60,000	-	
入間都市開発株式会社		関連会社	平成12年	500	22,905	10,000	-	
三田地域振興株式会社		関連会社	平成13年	2,700	114,860	54,000	-	
株式会社富山市民プラザ		関連会社	平成14年	1,500	71,000	30,000	-	
岡山都市開発株式会社		関連会社	平成14年	1,400	59,000	28,000	-	
王寺地域振興株式会社		関連会社	平成14年	1,900	81,420	38,000	-	
沼津まちづくり株式会社		関連会社	平成15年	1,000	46,000	20,000	-	
防府地域振興株式会社		関連会社	平成15年	1,200	48,400	24,000	-	
くつのまちながた神戸株式会社		関連会社	平成11年	700	29,702	14,000	-	
ソリオ宝塚都市開発株式会社		関連会社	平成12年	700	37,030	14,000	7	
倉敷ファッションセンター株式会社		関連会社	平成8年	300	26,000	6,000	-	
株式会社上市まちづくり公社		関連会社	平成2年	171	7,320	3,420	-	
横須賀中央まちづくり株式会社		関連会社	平成3年	400	20,000	8,000	-	
中里地域開発株式会社		関連会社	平成3年	407	18,151	8,142	-	
朝日商業開発株式会社		関連会社	平成4年	250	15,000	5,000	-	
株式会社松阪街づくり公社		関連会社	平成4年	300	23,400	6,000	-	
下松商業開発株式会社		関連会社	平成5年	100	8,900	2,000	-	
福野まちづくり株式会社		関連会社	平成5年	300	14,040	6,000	-	
徳島工芸村株式会社		関連会社	平成5年	300	12,600	6,000	-	
かがみ街づくり株式会社		関連会社	平成5年	214	9,582	4,280	-	
玉野街づくり株式会社		関連会社	平成5年	100	8,200	2,000	-	
西淡まちづくり株式会社		関連会社	平成6年	100	7,993	2,000	-	
花山地域開発株式会社		関連会社	平成7年	50	2,265	1,000	-	
株式会社久慈産市場		関連会社	平成7年	50	330,000	100,000	2	
牛津街づくり株式会社		関連会社	平成7年	255	14,479	5,100	-	
株式会社志布志まちづくり公社		関連会社	平成8年	235	9,999	4,700	-	
大阪市商業振興企画株式会社		関連会社	平成7年	330	16,500	6,600	-	
株式会社タンパンベルグ		関連会社	平成9年	500	20,342	10,000	-	
つるぎ街づくり株式会社		関連会社	平成8年	500	23,478	10,000	-	
上山二日町再開発株式会社		関連会社	平成8年	214	14,104	4,280	-	
六日町街づくり株式会社		関連会社	平成9年	300	16,666	6,000	-	
株式会社ディア四日市		関連会社	平成7年	500	32,163	10,000	-	
沖縄市アメニティプラン株式会社	関連会社	平成9年	500	32,875	10,000	-		
西城町産業振興開発株式会社	関連会社	平成9年	150	6,524	3,000	-		
糸魚川タウンセンター株式会社	関連会社	平成9年	240	12,500	4,800	-		
荒尾商業開発株式会社	関連会社	平成9年	180	9,628	3,600	-		
丹波地域開発株式会社	関連会社	平成9年	300	14,960	6,000	-		
高砂商業振興株式会社	関連会社	平成11年	50	4,200	1,000	-		
株式会社小国いきいき街づくり公社	関連会社	平成9年	365	20,430	7,300	-		

独立行政法人名	特定関連会社等名	種別	最初の出資年 注(1)	出資残高	発行済 株式数	独立行政法人 の保有株式数	配当金収 入累計額 注(2)
中小企業基盤 整備機構	常陸大宮街づくり株式会社	関連会社	平成10年	300	14,000	6,000	-
	甲府中央まちづくり株式会社	関連会社	平成10年	50	3,000	1,000	-
	御殿場まちづくり株式会社	関連会社	平成9年	200	10,000	4,000	-
	みしま街づくり株式会社	関連会社	平成10年	91	5,820	1,820	-
	知立まちづくり株式会社	関連会社	平成10年	400	18,202	8,000	-
	三根街づくり株式会社	関連会社	平成12年	122	7,744	2,440	-
	株式会社田園都市未来新田	関連会社	平成12年	200	13,510	4,000	-
	株式会社八戸港貿易センター	関連会社	平成8年	251	20,576	5,020	-
	株式会社富山県総合情報センター	関連会社	平成元年	600	34,800	12,000	-
	株式会社徳島健康科学総合センター	関連会社	平成元年	600	36,984	12,000	-
	株式会社浜名湖国際頭脳センター	関連会社	平成元年	600	50,000	12,000	-
	株式会社八戸インテリジェントプラザ	関連会社	平成元年	600	27,416	12,000	-
	株式会社鹿児島頭脳センター	関連会社	平成2年	600	27,220	12,000	-
	株式会社北九州テクノセンター	関連会社	平成2年	600	44,592	12,000	-
	株式会社広島テクノプラザ	関連会社	平成2年	600	53,700	12,000	-
	株式会社和歌山リサーチラボ	関連会社	平成2年	600	34,800	12,000	-
	株式会社トロピカルテクノセンター	関連会社	平成2年	600	25,640	12,000	-
	株式会社ブイ・アール・テクノセンター	関連会社	平成5年	600	46,000	12,000	-
	株式会社とちぎ産業交流センター	関連会社	平成6年	600	54,620	12,000	-
	株式会社アルカディア大村	関連会社	平成6年	600	34,540	12,000	-
	株式会社北上オフィスプラザ	関連会社	平成6年	600	35,820	12,000	-
	株式会社南国オフィスパークセンター	特定関連会社	平成6年	600	19,790	12,000	-
	株式会社千歳国際ビジネス交流センター	関連会社	平成7年	600	35,150	12,000	-
	株式会社富山県産業高度化センター	関連会社	平成7年	600	30,400	12,000	-
	株式会社津サイエンスプラザ	関連会社	平成8年	600	31,360	12,000	-
	株式会社久留米ビジネスプラザ	関連会社	平成8年	600	37,005	12,000	-
	石巻産業創造株式会社	関連会社	平成9年	600	28,790	12,000	-
	株式会社テクノプラザ米沢	関連会社	昭和63年	150	9,000	3,000	-
	株式会社花ぶらす	関連会社	平成12年	30	2,700	600	-
	中小企業・地域シェアードサービス株式会社	関連会社	昭和48年	9	3,000	900	2
株式会社マイントピア別子	関連会社	平成元年	50	4,800	1,000	-	
株式会社あいおいアクアポリス	関連会社	平成3年	400	24,000	8,000	-	
株式会社今治繊維リソースセンター	特定関連会社	平成2年	430	15,220	8,600	-	
株式会社繊維リソースいしかわ	特定関連会社	平成2年	170	5,100	3,400	-	
都市再生機構	日本総合住生活株式会社	特定関連会社	昭和36年	240	599,400	480,000	6,406
	株式会社新都市ライフ	特定関連会社	昭和53年	2,440	6,584,000	3,340,000	1,047
	株式会社関西都市居住サービス	特定関連会社	昭和57年	1,132	45,000	22,640	-
	株式会社中部新都市サービス	特定関連会社	昭和61年	382	15,000	7,650	-
	新都市センター開発株式会社	関連会社	昭和45年	824	4,800,000	1,648,000	-
	筑波都市整備株式会社	関連会社	昭和48年	594	6,072,000	1,319,320	-
	株式会社北摂コミュニティ開発センター	関連会社	昭和49年	280	2,400,000	560,000	-
	関西文化学術研究都市センター株式会社	関連会社	昭和49年	400	2,400,000	800,000	-
	株式会社横浜都市みらい	関連会社	平成元年	253	18,600	5,070	-
	株式会社千葉ニュータウンセンター	関連会社	平成元年	125	15,000	2,500	-
	アミング開発株式会社	関連会社	平成10年	300	19,330	6,000	-
	那覇新都心株式会社	特定関連会社	平成6年	650	26,000	13,000	-
	長岡ニュータウン・センター株式会社	関連会社	昭和56年	340	100,000	34,000	-
	北総鉄道株式会社	関連会社	昭和60年	4,300	49,800,000	8,600,000	-
	192特定関連会社等計				490,905		

注(1) 「最初の出資年」欄は、独立行政法人又はその前身となる特殊法人等が特定関連会社等に最初に出資を行った年を記載している。

注(2) 「配当金収入累計額」欄は、独立行政法人が株式を取得してから平成25年度までの間に受け取った配当金の累計額である。

注(3) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構が保有する「インペックス北カスピ海石油株式会社等10銘柄」については、石油公団の帳簿上の価格により管理することを経済産業大臣より指示されており、探鉱開発事業の適切な事業管理及び運営の実施の観点から包括的に一括表示され、「最初の出資年」については同機構が承継した年を記載している。

別表4 特定関連会社等への出資目的等

独立行政法人名 (平成24年度末出資 残高)	規定の 有無 (注)	出資目的等
情報通信研究機構 (8億円)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信研究機構は、16年に通信・放送機構と統合した際に、有線テレビジョン放送番組充実事業等の実施に必要な資金として行われた出資に係る権利等を承継して管理及び処分を行っている。 ・ 情報通信研究機構は、個別法において、通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資を行うことができることとなっているが、新たな出資を行った実績はない。
国際協力機構 (973億余円)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際協力機構は、20年に国際協力銀行が解散した際に、同銀行から、海外で事業を行う者に対する当該事業に必要な資金として行われた出資に係る権利等を承継して管理及び処分を行っている。 ・ 同機構は、個別法において、我が国又は開発途上地域の法人等が行う開発事業の遂行のため特に必要があるときに出資できることとなっており、当該規定に基づいて新たな出資を行っている。
医薬基盤研究所 (53億余円)	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬基盤研究所は、17年に設立された際に、民間において行われる医薬品技術に関する試験研究に必要な資金として医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が行った出資に係る権利等を承継した医薬品医療機器総合機構から、当該出資に係る権利等を承継して管理及び処分を行っている。なお、この業務については、35年度までに廃止される予定である。
農業・食品産業技術 総合研究機構 (38億余円)	①○ ②×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・食品産業技術総合研究機構は、18年に設立された際に、生物系特定産業技術研究推進機構が①高性能な農業機械の実用化を促進する事業の実施に必要な資金として行った出資及び②民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進を目的に行った出資に係る権利等を承継して管理及び処分を行っている。なお、②の出資に係る業務については、27年度までに廃止される予定である。
農畜産業振興機構 (86億余円)	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農畜産業振興機構は、15年に設立された際に、畜産振興事業団が農畜産業及びその関連産業の健全な発展等に寄与することを目的に行った出資に係る権利等を承継した旧農畜産業振興事業団から、当該出資に係る権利を承継して管理及び処分を行っている。
情報処理推進機構 (52億円)	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報処理推進機構は、16年に設立された際に、情報処理振興事業協会が、地域ソフトウェア供給力開発事業を推進するためにソフトウェア供給力開発事業に必要な資金として行った出資に係る権利等を承継して管理及び処分を行っている。

独立行政法人名 (平成24年度末出資 残高)	規定の 有無 (注)	出資目的等
石油天然ガス・金属 鉱物資源機構 (3066億余円)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、16年以降に石油公団から株式を承継して管理を行っている。 ・ 同機構は、個別法に基づき、主として次の①及び②の資金として新たな出資を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 海外及び本邦周辺の海域における石油等の探鉱及び採取に必要な資金並びに海外における可燃性天然ガスの採取又は液化に必要な資金 ② 海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱、採掘等に必要な資金 ③ 石油の備蓄の増強に必要な石油の貯蔵施設の設置に必要な資金
中小企業基盤整備機 構 (509億余円)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業基盤整備機構は、16年に設立された際に、中小企業総合事業団等が中心市街地の活性化を図ることなどに必要な資金として行った出資に係る権利等を承継して管理及び処分を行っている。 ・ 同機構は、個別法において、中心市街地の活性化を図ることなどに必要な資金として新たな出資を行うことができることとなっているが、新たな出資を行った実績はない。
都市再生機構 (122億余円)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本住宅公団等は、再開発事業により建設した事務所、店舗等の施設管理に係る業務等並びにニュータウン地区及びその周辺地区において、居住者等の利便に供する施設等の管理運営を行うために設立した会社及び同公団等が管理する賃貸住宅等の環境の維持又は改善に関する業務を行うために設立した会社に出資していた。都市再生機構は、16年に設立された際に、同公団等から出資に係る権利等を承継した都市基盤整備公団等から、当該出資に係る権利等を承継して管理及び処分を行っている。 ・ 同機構は、個別法において、業務運営の効率化、提供するサービスの質の向上等を図るために特に必要がある場合、投資を行うことができるとされているが、新たな出資を行った実績はない。

(注) 「規定の有無」欄については、個別法に新たな出資を行うための規定がある場合には「○」、個別法に新たな出資を行うための規定がなく、特殊法人等から承継した出資に係る権利等の管理及び処分のみを行っている場合には「×」をそれぞれ記載している。

別表5 株式の処分に関する規定等の状況

独立行政法人名	株式の処分に関する規定等の内容等
情報通信研究機構	業務方法書において、株式がその取得価格以上の適正な価格で処分し得るようになったなどの場合には、その全部又は一部を処分することができることとなっている。また、中期計画（平成23年度から27年度まで）において、出資目的に沿った事業の状況や経営状況を把握するなどして資金回収の最大化に努めることとし、経営改善の見込まれない場合等は、出資会社の経営状況を踏まえ、関係者とも協議しつつ、可能な限り早期の株式処分を図ることとなっている。
国際協力機構	業務方法書において、出資目的を達成し、又は達成が困難と認められるため、出資により取得した株式等の全部又は一部を処分することが適切であると認められる場合、なるべく速やかに処分に努めることとなっている。 また、個々の会社ごとに株式の処分に関する具体的な方針が定められている。
医薬基盤研究所	業務方法書において、株式を承継したときの帳簿価格以上の適当な価額で処分し得るようになった場合又は帳簿価格に満たない場合であっても処分することが適当であると認められる場合には、処分することができることとなっている。
農業・食品産業技術総合研究機構	農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）に基づく出資により取得した株式については、株式の処分に関する規定が定められていない。 民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金のための出資により取得した株式については、中期計画（23年度から27年度まで）において、28年3月末までに処分することとなっている。
農畜産業振興機構	業務方法書において、出資対象事業が行われなくなったなどの場合や出資を受けた者が出資金の全部又は一部を回収されてもその事業の遂行に支障がないと認められるに至ったときなどに出資の回収を行うこととなっている。
情報処理推進機構	中期目標期間（25年度から29年度まで）において、黒字化への転換が見込めず、かつ、主要株主である地方公共団体等から支援が得られない場合や繰越欠損金が増加又は増加する可能性が高い場合には、他の出資者等と連携して、解散に向けた取組を促すこととなっている。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	業務方法書において、経済産業大臣の認可を受けて、株式を処分できるものとしてされており、処分の時期及び方法は、機構の業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から決定することとなっている。 また、機構が出資目的ごとに定めている出資細則において、出資先に出資する本邦法人等が売却を求めるとき、及び機構が機構の保有株式を売却することが必要であると判断するときに、当該株式を売却することなどが定められている。また、共同石油備蓄会社等への出資については、取得した株式がその取得価格以上の適当な価格で処分し得るようになった場合は処分できることとなっている。
中小企業基盤整備機構	内部規程において、出資金の全部又は一部を回収されてもその事業の遂行に支障がないと認められるとき、繰越欠損金の解消が見込めないことなどにより、事業継続が困難であり、株式を処分することが適当と認められるとき及び事業内容の変更等により株式を処分することが適当と認められるときに、処分することとなっている。
都市再生機構	株式の処分に関する基準は定められていないが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）において、関係会社について、役割や組織の在り方、機構との契約の在り方について整理した上で、30年度までにその数を半減することとなっている。

別表6 独立行政法人が関連法人との間で締結している支出原因契約の契約方式別の件数及び契約額の推移
(全体、1者応札又は1者応募)

(全体)

平成20年度

(単位：法人、件、百万円)

独立行政法人名	関連法人数	一般競争 (価格競争)		一般競争 (総合評価)		随意契約 (企画競争)		随意契約 (公募)		随意契約 (特命等)		支出原因契約計	
		件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
国際協力機構	4	-	-	1	168	105	8,606	-	-	12	316	118	9,091
国際交流基金	2	1	4	1	6	3	53	-	-	10	76	15	140
防災科学技術研究所	2	4	509	-	-	2	35	-	-	-	-	6	544
科学技術振興機構	3	6	44	1	34	5	107	1	8	1	2,206	14	2,400
理化学研究所	2	1	696	2	7,668	-	-	-	-	1	47	4	8,413
宇宙航空研究開発機構	4	39	906	4	3,184	17	2,011	13	1,442	3	74	76	7,618
日本芸術文化振興会	4	1	1	-	-	-	-	1	28	5	5,953	7	5,983
海洋研究開発機構	2	2	30	4	54	-	-	1	124	1	203	8	413
日本原子力研究開発機構	5	59	609	-	-	-	-	18	184	33	711	110	1,505
高齢・障害・求職者雇用支援機構	48	-	-	-	-	-	-	1	97	47	6,888	48	6,986
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1	3	28	-	-	-	-	-	-	1	13	4	41
医薬基盤研究所	1	2	227	-	-	-	-	1	16	-	-	3	243
農業・食品産業技術総合研究機構	2	-	-	-	-	1	26	-	-	1	2	2	28
農業生物資源研究所	1	-	-	-	-	2	17	-	-	9	631	11	648
森林総合研究所	1	6	30	-	-	7	78	-	-	-	-	13	109
工業所有権情報・研修館	1	3	24	8	9,509	1	4,472	-	-	1	2,215	13	16,221
産業技術総合研究所	2	-	-	-	-	1	1,396	2	410	1	94	4	1,901
製品評価技術基盤機構	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	1	6
新エネルギー・産業技術総合開発機構	13	1	8	-	-	27	13,794	-	-	2	262	30	14,065
情報処理推進機構	3	-	-	1	11	-	-	2	4	2	3	5	18
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	7	1	100	2	292	4	3,364	-	-	7	4,517	14	8,274
中小企業基盤整備機構	6	11	90	14	965	4	34	2	13	15	284	46	1,389
航海訓練所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	256	1	256
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	-	-	-	-	-	-	2	813	-	-	2	813
水資源機構	2	5	150	27	684	-	-	-	-	-	-	32	834
都市再生機構	18	47	3,074	-	-	397	7,197	11	3,306	539	44,564	994	58,143
住宅金融支援機構	3	10	410	3	6,646	3	3,995	5	7,753	3	918	24	19,723
国立環境研究所	1	11	153	-	-	-	-	-	-	5	81	16	234
28独立行政法人計	141	213	7,102	68	29,226	579	45,192	60	14,202	701	70,331	1,621	166,055

21年度

独立行政法人名	関連法人数	一般競争 (価格競争)		一般競争 (総合評価)		随意契約 (企画競争)		随意契約 (公募)		随意契約 (特命等)		支出原因契約計	
		件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
国際協力機構	4	-	-	-	-	97	11,705	-	-	14	327	111	12,032
国際交流基金	2	-	-	-	-	2	30	-	-	13	68	15	98
防災科学技術研究所	1	1	14	-	-	-	-	-	-	-	-	1	14
科学技術振興機構	4	6	211	3	2,684	2	84	-	-	-	-	11	2,980
理化学研究所	2	1	538	2	5,352	-	-	-	-	-	-	3	5,890
宇宙航空研究開発機構	4	51	849	7	1,431	10	1,339	17	805	-	-	85	4,425
日本芸術文化振興会	3	-	-	-	-	-	-	1	25	5	5,878	6	5,904
海洋研究開発機構	2	5	315	-	-	-	-	-	-	-	-	5	315
日本原子力研究開発機構	5	82	1,271	-	-	-	-	14	106	-	-	96	1,378
高齢・障害・求職者雇用支援機構	48	-	-	-	-	-	-	1	96	47	5,952	48	6,048
医薬基盤研究所	1	1	224	-	-	-	-	1	18	-	-	2	243
農業・食品産業技術総合研究機構	1	-	-	-	-	1	25	-	-	-	-	1	25
農業生物資源研究所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	10	610	10	610
森林総合研究所	2	15	117	-	-	1	14	-	-	-	-	16	131
工業所有権情報・研修館	1	2	3	2	1,461	-	-	-	-	-	-	4	1,464
産業技術総合研究所	2	1	43	-	-	-	-	2	1,591	1	31	4	1,665
製品評価技術基盤機構	2	-	-	2	821	-	-	-	-	-	-	2	821
新エネルギー・産業技術総合開発機構	8	-	-	-	-	19	11,813	-	-	-	-	19	11,813
情報処理推進機構	2	-	-	-	-	-	-	4	7	-	-	4	7
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	8	-	-	4	410	6	4,464	-	-	10	6,544	20	11,419
中小企業基盤整備機構	4	10	66	12	1,106	-	-	1	5	1	2	24	1,180
航海訓練所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	128	1	128
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	-	-	-	-	-	-	3	1,864	-	-	3	1,864
水資源機構	2	1	118	13	232	-	-	-	-	-	-	14	350
都市再生機構	17	265	11,883	-	-	1,392	30,801	13	758	345	26,583	2,015	70,028
住宅金融支援機構	2	13	658	6	7,664	1	3,538	-	-	4	937	24	12,799
国立環境研究所	1	12	329	-	-	-	-	-	-	1	8	13	338
27独立行政法人計	131	466	16,648	51	21,164	1,531	63,818	57	5,280	452	47,074	2,557	153,985

22年度

独立行政法人名	関連法人数	一般競争 (価格競争)		一般競争 (総合評価)		随意契約 (企画競争)		随意契約 (公募)		随意契約 (特命等)		支出原因契約計	
		件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
国際協力機構	4	12	222	37	2,760	43	2,020	7	46	3	3	102	5,053
科学技術振興機構	3	5	54	4	928	-	-	-	-	-	-	9	982
理化学研究所	1	-	-	2	5,702	-	-	-	-	-	-	2	5,702
宇宙航空研究開発機構	3	44	824	5	96	7	1,411	15	334	-	-	71	2,667
日本芸術文化振興会	3	-	-	-	-	-	-	1	28	5	5,325	6	5,354
日本原子力研究開発機構	6	72	1,222	-	-	-	-	-	-	-	-	72	1,222
高齢・障害・求職者雇用支援機構	48	36	2,346	-	-	-	-	-	-	12	406	48	2,752
医薬基盤研究所	1	1	115	-	-	-	-	1	14	-	-	2	130
国立がん研究センター	1	-	-	-	-	1	129	-	-	-	-	1	129
農業・食品産業技術総合研究機構	1	-	-	-	-	1	19	-	-	-	-	1	19
農業生物資源研究所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	10	568	10	568
森林総合研究所	1	8	27	-	-	-	-	-	-	-	-	8	27
工業所有権情報・研修館	1	-	-	1	6,846	-	-	-	-	-	-	1	6,846
産業技術総合研究所	1	-	-	-	-	-	-	1	289	-	-	1	289
新エネルギー・産業技術総合開発機構	3	-	-	-	-	3	53	-	-	-	-	3	53
情報処理推進機構	2	-	-	-	-	-	-	4	8	-	-	4	8
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	8	1	13	3	940	7	3,175	-	-	4	4,831	15	8,961
中小企業基盤整備機構	3	9	61	13	1,074	-	-	-	-	1	1	23	1,138
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	-	-	-	-	-	-	2	1,876	-	-	2	1,876
水資源機構	1	1	111	1	71	-	-	-	-	-	-	2	183
都市再生機構	18	100	2,143	694	65,486	697	7,055	1	7	328	18,449	1,820	93,143
住宅金融支援機構	2	6	283	6	7,981	1	2,686	-	-	1	689	14	11,641
国立環境研究所	1	12	176	-	-	-	-	-	-	1	9	13	186
23独立行政法人計	114	307	7,603	766	91,889	760	16,552	32	2,606	365	30,287	2,230	148,939

23年度

独立行政法人名	関連法人数	一般競争 (価格競争)		一般競争 (総合評価)		随意契約 (企画競争)		随意契約 (公募)		随意契約 (特命等)		支出原因契約計	
		件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
国際協力機構	2	-	-	11	644	10	334	2	4	-	-	23	983
科学技術振興機構	3	5	30	4	207	-	-	-	-	-	-	9	238
理化学研究所	1	2	4,172	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4,172
宇宙航空研究開発機構	3	37	661	6	1,233	4	1,408	15	515	2	5	64	3,824
日本芸術文化振興会	3	-	-	-	-	-	-	1	29	5	5,038	6	5,067
日本原子力研究開発機構	5	50	1,412	-	-	-	-	-	-	1	2	51	1,414
高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	30	2,825	-	-	-	-	-	-	-	-	30	2,825
医薬基盤研究所	1	1	114	-	-	-	-	1	5	-	-	2	120
国立がん研究センター	1	-	-	-	-	1	149	-	-	-	-	1	149
農業・食品産業技術総合研究機構	1	-	-	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18
工業所有権情報・研修館	1	2	3	3	3,973	-	-	-	-	-	-	5	3,976
新エネルギー・産業技術総合開発機構	2	-	-	-	-	2	173	-	-	-	-	2	173
情報処理推進機構	2	-	-	-	-	-	-	4	9	-	-	4	9
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	8	1	18	4	939	8	3,158	-	-	4	3,884	17	8,002
中小企業基盤整備機構	3	8	59	14	756	-	-	-	-	1	1	23	818
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	-	-	-	-	-	-	2	1,031	-	-	2	1,031
水資源機構	1	1	130	-	-	-	-	-	-	-	-	1	130
都市再生機構	16	103	1,519	385	31,710	104	612	-	-	15	946	607	34,789
住宅金融支援機構	2	5	172	8	8,303	1	812	-	-	1	598	15	9,885
国立環境研究所	1	12	223	-	-	-	-	-	-	-	-	12	223
20独立行政法人計	58	257	11,345	435	47,769	131	6,668	25	1,595	29	10,478	877	77,858

24年度

独立行政法人名	関連法人数	一般競争 (価格競争)		一般競争 (総合評価)		随意契約 (企画競争)		随意契約 (公募)		随意契約 (特命等)		支出原因契約計	
		件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
国際協力機構	2	1	13	8	755	15	908	1	0	-	-	25	1,677
科学技術振興機構	3	3	19	4	199	-	-	-	-	-	-	7	218
理化学研究所	1	2	4,004	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4,004
宇宙航空研究開発機構	3	36	550	7	485	3	1,525	10	196	-	-	56	2,759
日本芸術文化振興会	3	-	-	-	-	-	-	1	27	6	5,005	7	5,032
海洋研究開発機構	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3
日本原子力研究開発機構	4	55	1,298	-	-	-	-	1	28	-	-	56	1,327
高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	50	3,044	-	-	-	-	-	-	-	-	50	3,044
医薬基盤研究所	1	1	114	-	-	-	-	1	12	-	-	2	127
国立がん研究センター	1	-	-	-	-	1	149	-	-	-	-	1	149
農業・食品産業技術総合研究機構	1	-	-	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18
工業所有権情報・研修館	1	2	5	1	109	-	-	-	-	-	-	3	115
製品評価技術基盤機構	2	-	-	2	204	-	-	-	-	-	-	2	204
新エネルギー・産業技術総合開発機構	3	-	-	-	-	3	1,537	-	-	-	-	3	1,537
情報処理推進機構	1	-	-	1	4	-	-	-	-	-	-	1	4
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	7	-	-	1	589	6	888	-	-	5	3,265	12	4,743
中小企業基盤整備機構	1	6	43	8	515	-	-	-	-	-	-	14	559
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	-	-	-	-	-	-	2	612	-	-	2	612
水資源機構	1	2	125	-	-	-	-	-	-	-	-	2	125
都市再生機構	19	87	1,358	1,130	224,205	83	305	-	-	6	146	1,306	226,016
住宅金融支援機構	2	3	214	8	11,055	1	513	-	-	1	512	13	12,296
国立環境研究所	1	11	164	-	-	-	-	-	-	-	-	11	164
22独立行政法人計	60	260	10,959	1,170	238,125	113	5,845	16	879	18	8,929	1,577	264,740

(注) 少額随意契約及び不落・不調随意契約の件数及び契約額を除いている。

(1者応札又は1者応募)

20年度

(単位：件、百万円)

独立行政法人名	一般競争 (価格競争)		一般競争 (総合評価)		随意契約 (企画競争)		随意契約 (公募)		支出原因契約計	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
国際協力機構	-	-	1	168	101	8,583	-	-	102	8,751
国際交流基金	1	4	1	6	3	53	-	-	5	63
防災科学技術研究所	3	508	-	-	2	35	-	-	5	543
科学技術振興機構	3	31	1	34	3	93	-	-	7	158
理化学研究所	1	696	2	7,668	-	-	-	-	3	8,365
宇宙航空研究開発機構	33	841	2	3,134	11	1,470	13	1,442	59	6,888
日本芸術文化振興会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海洋研究開発機構	2	30	4	54	-	-	1	124	7	210
日本原子力研究開発機構	44	524	-	-	-	-	18	184	62	708
高齢・障害・求職者雇用支援機構	-	-	-	-	-	-	1	97	1	97
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬基盤研究所	1	226	-	-	-	-	1	16	2	242
農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	-	-	1	26	-	-	1	26
農業生物資源研究所	-	-	-	-	2	17	-	-	2	17
森林総合研究所	6	30	-	-	7	78	-	-	13	109
工業所有権情報・研修館	3	24	7	9,204	1	4,472	-	-	11	13,700
産業技術総合研究所	-	-	-	-	1	1,396	2	410	3	1,806
製品評価技術基盤機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	-	-	-	13	5,998	-	-	13	5,998
情報処理推進機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	100	2	292	4	3,364	-	-	7	3,757
中小企業基盤整備機構	5	57	10	379	2	27	-	-	17	464
航海訓練所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	-	-	-	-	2	813	2	813
水資源機構	4	147	22	508	-	-	-	-	26	656
都市再生機構	25	1,662	-	-	196	4,717	11	3,306	232	9,686
住宅金融支援機構	9	342	3	6,646	-	-	-	-	12	6,989
国立環境研究所	8	146	-	-	-	-	-	-	8	146
28独立行政法人計	149	5,376	55	28,097	347	30,335	49	6,394	600	70,205

21年度

独立行政法人名	一般競争 (価格競争)		一般競争 (総合評価)		随意契約 (企画競争)		随意契約 (公募)		支出原因契約計	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
国際協力機構	-	-	-	-	81	11,057	-	-	81	11,057
国際交流基金	-	-	-	-	1	3	-	-	1	3
防災科学技術研究所	1	14	-	-	-	-	-	-	1	14
科学技術振興機構	5	205	2	2,675	1	39	-	-	8	2,920
理化学研究所	1	538	2	5,352	-	-	-	-	3	5,890
宇宙航空研究開発機構	38	740	6	1,424	4	1,189	17	805	65	4,159
日本芸術文化振興会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海洋研究開発機構	4	246	-	-	-	-	-	-	4	246
日本原子力研究開発機構	61	949	-	-	-	-	14	106	75	1,055
高齢・障害・求職者雇用支援機構	-	-	-	-	-	-	1	96	1	96
医薬基盤研究所	1	224	-	-	-	-	1	18	2	243
農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	-	-	1	25	-	-	1	25
農業生物資源研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
森林総合研究所	12	67	-	-	1	14	-	-	13	81
工業所有権情報・研修館	-	-	1	904	-	-	-	-	1	904
産業技術総合研究所	1	43	-	-	-	-	2	1,591	3	1,634
製品評価技術基盤機構	-	-	2	821	-	-	-	-	2	821
新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	-	-	-	6	3,750	-	-	6	3,750
情報処理推進機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	-	-	3	410	6	4,464	-	-	9	4,875
中小企業基盤整備機構	4	34	8	401	-	-	-	-	12	435
航海訓練所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	-	-	-	-	3	1,864	3	1,864
水資源機構	-	-	5	115	-	-	-	-	5	115
都市再生機構	55	2,270	-	-	238	22,736	13	758	306	25,765
住宅金融支援機構	11	634	5	6,402	-	-	-	-	16	7,037
国立環境研究所	12	329	-	-	-	-	-	-	12	329
27独立行政法人計	206	6,300	34	18,506	339	43,281	51	5,242	630	73,330

22年度

独立行政法人名	一般競争 (価格競争)		一般競争 (総合評価)		随意契約 (企画競争)		随意契約 (公募)		支出原因契約計	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
国際協力機構	3	22	21	1,762	30	1,843	7	46	61	3,674
科学技術振興機構	2	16	3	906	-	-	-	-	5	922
理化学研究所	-	-	2	5,702	-	-	-	-	2	5,702
宇宙航空研究開発機構	27	712	3	44	5	1,385	15	334	50	2,476
日本芸術文化振興会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本原子力研究開発機構	26	850	-	-	-	-	-	-	26	850
高齢・障害・求職者雇用支援機構	35	2,183	-	-	-	-	-	-	35	2,183
医薬基盤研究所	1	115	-	-	-	-	1	14	2	130
国立がん研究センター	-	-	-	-	1	129	-	-	1	129
農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	-	-	1	19	-	-	1	19
農業生物資源研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
森林総合研究所	5	19	-	-	-	-	-	-	5	19
工業所有権情報・研修館	-	-	1	6,846	-	-	-	-	1	6,846
産業技術総合研究所	-	-	-	-	-	-	1	289	1	289
新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	-	-	-	1	4	-	-	1	4
情報処理推進機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	13	3	940	7	3,175	-	-	11	4,129
中小企業基盤整備機構	5	26	6	226	-	-	-	-	11	253
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	-	-	-	-	2	1,876	2	1,876
水資源機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市再生機構	40	1,465	99	11,054	55	2,653	1	7	195	15,181
住宅金融支援機構	4	192	5	5,840	-	-	-	-	9	6,033
国立環境研究所	12	176	-	-	-	-	-	-	12	176
23独立行政法人計	161	5,795	143	33,323	100	9,211	27	2,569	431	50,900

23年度

独立行政法人名	一般競争 (価格競争)		一般競争 (総合評価)		随意契約 (企画競争)		随意契約 (公募)		支出原因契約計	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
国際協力機構	-	-	11	644	6	326	2	4	19	975
科学技術振興機構	3	24	4	207	-	-	-	-	7	232
理化学研究所	2	4,172	-	-	-	-	-	-	2	4,172
宇宙航空研究開発機構	23	537	3	1,157	3	1,405	15	515	44	3,616
日本芸術文化振興会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本原子力研究開発機構	4	28	-	-	-	-	-	-	4	28
高齢・障害・求職者雇用支援機構	20	2,441	-	-	-	-	-	-	20	2,441
医薬基盤研究所	1	114	-	-	-	-	1	5	2	120
国立がん研究センター	-	-	-	-	1	149	-	-	1	149
農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工業所有権情報・研修館	-	-	1	960	-	-	-	-	1	960
新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報処理推進機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	18	3	906	7	2,947	-	-	11	3,872
中小企業基盤整備機構	1	12	7	231	-	-	-	-	8	244
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	-	-	-	-	2	1,031	2	1,031
水資源機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市再生機構	18	472	97	7,112	7	86	-	-	122	7,671
住宅金融支援機構	4	160	5	5,760	-	-	-	-	9	5,921
国立環境研究所	11	216	-	-	-	-	-	-	11	216
20独立行政法人計	88	8,200	131	16,981	24	4,915	20	1,557	263	31,654

24年度

独立行政法人名	一般競争 (価格競争)		一般競争 (総合評価)		随意契約 (企画競争)		随意契約 (公募)		支出原因契約計	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
国際協力機構	-	-	3	505	12	900	-	-	15	1,406
科学技術振興機構	1	6	4	199	-	-	-	-	5	206
理化学研究所	2	4,004	-	-	-	-	-	-	2	4,004
宇宙航空研究開発機構	25	452	4	59	3	1,525	10	196	42	2,233
日本芸術文化振興会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海洋研究開発機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本原子力研究開発機構	5	83	-	-	-	-	1	28	6	112
高齢・障害・求職者雇用支援機構	7	1,733	-	-	-	-	-	-	7	1,733
医薬基盤研究所	1	114	-	-	-	-	1	12	2	127
国立がん研究センター	-	-	-	-	1	149	-	-	1	149
農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	-	-	1	18	-	-	1	18
工業所有権情報・研修館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製品評価技術基盤機構	-	-	2	204	-	-	-	-	2	204
新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報処理推進機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	-	-	1	589	6	888	-	-	7	1,477
中小企業基盤整備機構	1	12	6	240	-	-	-	-	7	252
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	-	-	-	-	2	612	2	612
水資源機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市再生機構	13	693	467	180,383	-	-	-	-	480	181,076
住宅金融支援機構	3	214	5	6,165	-	-	-	-	8	6,380
国立環境研究所	10	162	-	-	-	-	-	-	10	162
22独立行政法人計	68	7,477	492	188,347	23	3,482	14	851	597	200,158

注(1) 1者応札又は1者応募の件数及び契約額は、全体の件数及び契約額の内数である。

注(2) 少額随意契約及び不落・不調随意契約の件数及び契約額を除いている。